

時の楔通信

第 89 号

一九八四・二

序

第 88 号の第 I 部、第 II 部、第 III 部という構成に対応して、この号を構成しようとする試みは、不可能ではなく、可能以上のなにかであるが、この号の出現過程に交差する切迫条件から、いま眼前にある形態をとることにした。思いがけない雪に埋もれた幻想性の荒野から岩が数個、突出していると視ていただいてもよいし、重層する雲を(宇宙船の急いで突切らねばならなかった)の船体に付着した雪片から逆算して私(たち)の出会った状況の温度を感じていただいてもよい。いずれにせよ、私たちは、世界になだれ落ちる直前の荒野に立ちつくし、同時に、すでに解体しはじめている星間の大破片群の中心部をくぐり抜けつつあるのだから。

一九八四年二月十五日

時の楔通信編集発行委員会
(連絡先Ⅱ) (闘争の現場)

破

(一) 公判過程〔抄〕

△大阪▽高裁	3
△京都▽地裁	15
△東京▽地裁▽高裁	26
△岡山▽地裁	30
△高松▽高裁	32
最高裁(いくつかの上告▽過程)	34

急

(一) 過程の色彩断片

ホワイト・ホールの大学祭企画	36
二つの△宗教▽的教訓	36
禁制空間の往還	37
△河川敷▽の生存	38
ある証人招請書	39
訂正について	40

破

〔公判過程〔抄〕〕

〈大阪〉高裁

一九八三年一〇月二一日(第四回公判)

前回公判までの経過を、できる限りつき放して把握すると、裁判機構が検察権力との一体化を更におしすすめつつ、被告人側が、どのような論理や証拠を提起しようとも、それを無視し抑圧して、年内に控訴棄却の判決を出そうとしていることは明らかであった。この方向性自体は、すでに公判開始以来、いや闘争開始以来、明らかであるということができ、多くの被告人は、例外的な少数を除いて、この絶対的と感じられる壁の前で、時期のちがいはあれ屈服し、絶望の身ぶりで武装解除するか、より魅力的に思える別の壁に転進するか、これは壁でなく通り過ぎる風景の一つだと自己暗示をかけて生活にすぐれ落ちるというような姿態をさらしてきた。

けれども(一)公判過程とは、大学闘争の提起したテーマ群の對象化に要する時間性が、人間の生涯より長いこと、また、對象化を要する空間性が眼前の社会総体を占拠し、かつはみ出していることを否応なしに前提とせざるを得ない過程なのである。従って、特定の裁判官や検察官や各当事者を媒介して公判にかかわるとしても、

それら当事者たちの制約にのみ対処しているわけにいかない。制約に対処していくのは、それを逆用し転倒していく場合に制約される。

もう一度、前回公判までの問題点をふりかえっておくと、(一)被告人側提出証人(証拠のうち例外的な証人(竹中、戸上——但し、後者は立場としては(検察)側)と四つの判決(但し、うち二つは記録上は却下であるが、被告人側が困難をくぐって入手し提出すれば受けとつてもよい、とするもの)を除いて全て却下。(二)最も本質的な存在であり、劇を超える(劇)の軸である被告人の発言(訴訟行為の禁止。(三)神戸大学闘争の最終控訴審を、他の控訴審(島岡上原)の上告審と相関させつつ年内に終了する。という三点が訴訟指揮の特徴である。

これに対して被告人(松下)は、仮装被告団の総力を發揮して、却下された証人や、闘争参加者たちが裁判をこえ(証言)していく、いくつもの回路をつくり、同時に、全く新たな方法で裁判の(壁)自体を突破していくとした。

昭和五八年九月二六日付の仮装被告団による原案(弁護人名の「異議申立書」(一)、証拠調請求却下決定と(二)、被告人の尋問を認めない決定に対して)〔抄〕

(一)について)一般に刑事事件の被告人側控訴においては、外見上、類似の行為はあっても公訴事実が(事実性から分断されて)正確に認定されていない例(aとする)の他に少数ながら、行為主体が別にあるにもかかわらず誤って起訴されている例(bとする)、公訴事

実そのものが政治的その他の理由から仮構されている例(cとする)が存在する。本件について、できる限り客観的にみると、原判示第一(九・一)、第二(一一・三)、第五(九・七)はaに該当するが違法性が阻却されうる正確な事実認定がなされておらず、原判示第三(一・八)、第六(九・二二)、第七(二・一五)で原判決のいう行為は被告人のなしえないものであり、原判示第四(四・八)は被告側の処分段階で政治的に仮構され、かつ第四(四)の公訴提起によって全ての他の公訴提起が引き出され、仮構を重層させてきたのである。(二)第三回公判における決定範囲と方法によっては)到底、前記の問題点の審理は不可能であり、証拠調請求総体についての再検討と採用を要請する。(三)

(二)について) 刑訴法第三八八条で被告人の弁論を制限しているが、ここにいう「弁論」とは、被告人が検察官の主張を攻撃し、あるいは自分の主張を裏付ける意見陳述であって、具体的には同法第三八九条、第三九三条第四項の弁論を指しており、証人に対する尋問は含まないと解すべきである。(三)刑訴法第三八八条が憲法第三七条第二項の趣旨を生かす方向でのみ運用されねばならないことも自明である。他の控訴審において被告人の尋問権を認める例が増加しているのはこの意味から当然であり(三)とりわけ今回採用された証人へは被告人の立場から、より正確に尋問しうることから、本件第三回公判における決定に異議を申し立て、再考を要請する。

昭和五八年十月十一日付の弁護人名の「提出証拠の立証趣旨について」

この文書の位置についてのべると、本来、かろうじて提出を認め

られているのは二個ないし四個の判決群のみであり、このタイトル
の文書は提出しなくてもよいが、仮装的な武器として構想した。内容からは提出後の受理が拒否される可能性もあり、実際に検察官は、そのような気配を示す質問をした。しかし、長文のものを既に準備し、タイプでうっていた経過の重さが裁判所に受理を促している形になった。被告人側は、このような表現論的呼吸をも予測して提出を準備し、その内容において、この公判の未採用証拠の重要性のみならず全ての大学闘争公判の(控訴)趣意(上告)趣意(上告)の位相で問題点を包括的に提起した。同一事件に対する裁判所の判断のズレ、起訴や処分を選択時期や基準の政治的操作の批判などは恒常的意味をもつので、回覧(応用)を歓迎する。

このような準備との関連で竹中証言が開始された。認められた証言範囲は一・八、四・八、九・二二であるが、公訴事実の自然時間性を解体するために、尋問プランは四・八(誤認)逮捕前後の処分段階の策動批判から開始され、大学と検察の偽証的共謀を粉碎する方向で各事件の公訴事実(一審)判決の誤りが指摘された。主尋問の約半分のところで次回に続行。内容的に裁判官が関心をもったのは、自主講座は全ての人に公開されており、現大阪高裁の裁判官(八木)、や、現東京地裁の裁判官(当時、他大学の全共闘シンパ学生)になっ
ている息子もB一〇九に來たり、(過)迎まで散歩にきていたこと、またB一〇八の六対の()の出現をめぐる()の論についてであった。傍聴席に、北海道から参加した根本氏(第八八号「八極北」の組合費)参照)がいたこと、竹中証人の三人の子どもたちが今回と次回に()はだかのあさ()的情况をこえて共闘したことも重要

である。

なお、開廷直後に、弁護人の質問に対して裁判長（吉川）は、検察官（高橋）に「理由がない」といわせてから異議申立の第一項（証拠調請求について）を棄却し、第二項（被告人の尋問権について）を却下した。被告人の要請で弁護人は、その後一〇月一四日付で特別抗告を刑訴法第四三三条一項にもとずいておこなった（憲法第三七条第二項違反）が、最高裁第二小法廷は一〇月二七日付で、訴訟手続に關し判決前にした決定は前記の第四三三条一項にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定にあたらぬ」として棄却した。これにより、どのように不当な訴訟指揮も不服を申し立てられず、憲法が名目的に保障する被告人の権利さえ完全な虚像にすぎないことがさらけ出されている。n回目の八壁Vの冷やかさと共に。

一九八三年一月八日（第五回公判）

もし、この日に竹中証言が終了すれば、裁判の流れは一挙に結審への秒よみに入ることは確実であった。この流れを阻止し、眼前の審理のみならず大学闘争に關する審理総体への圧殺構造への反撃が深いうめきのように必要とされていた。その反撃の一つの喩として八壁Vがnヵ月、n年性の手ざわりで構想され、公判期日の数日前に、被告人↓弁護人経由で郵送された。

「忌避」申立書（抄）

一九八三年一月八日

被告人 松下昇を含む仮装被告（団）

件としての八最終的V闘争の生命をどのように持続し爆発させるか、さらに、その後のヴィジョンをいかに現在に逆ワープさせるか八最終的Vに心を砕いていた。「忌避」は、必死の試みの共同幻想領域における一つの飛沫にすぎず、弁護人辞任プランに制裁をくぐる表現行為を含めても一つの波頭でしかない八海Vの中でもがいていた。この苦闘の質は、例示しやすい位相へ変換して裁判の例でいうと、京都地裁A三六七公判の苦闘の質と比較するとき、明確に特性を開示する。後者のそれぞれの段階での不可避的対応は、かりに当事者たちが沈黙したり非在したりしても存在的基盤の動きの方から次のプランが視えてくるということがある。これに対して、前者では長い情念と何重もの準備をへていたとしても、ある一瞬に飛び超えねば突破できない深淵をへてはじめて可能となり、その深淵の跳躍には被告人の意志のみならず、裁判過程の關係性が何かを選択する時間の祝福を必要とするのである。そのためには持続的努力が不可欠であるが、それだけでは十分でない。ある一瞬をみすごせば深淵はだれにも視えないまま閉じ、被告人も旧い幻想的秩序に閉じこめられてしまい、しかもそのことに殆ど気付かないことが多い。やり場のない怒りや苦痛に身をよじることはあっても、だ。

その意味で、一一・八〇の「忌避」は八壁Vをこえる射程をもちえたといえる。その標準は、仮装被告団からの最後の証人としての竹中証言の開始後、主尋問の途中で提起すること。これより早ければ、証人の採用自体がふっとびかねず、主尋問終了より遅ければ、一挙に結審の滝が迫ってくる。さらに「忌避」は弁護人辞任プラン（一一・八前に了承をえていた。）や、全一「公判対象化作業との関連で構想されねばならなかった。多くの強権的審理、制裁、

大阪高裁第四刑事部御中

（…）左記の理由によって「忌避」を申し立てる。

一、一九八一年一四付の「控訴」申立書の位相を現在まで把握しえず、原判決を審理する条件をつくり得ていない。

二、原判決（八一・一〇・二八）から第一回公判（八三・四・二六）まで審理遅延の期間をおき、一九八二年一一・二二付の被告人からの「求釈明と要請」にも答えない。（註——前共同被告人の審理は進行）

三、検察側の答弁書を批判する一九八三・二・二二付の提起をも無視した。

四、公判開始後の弁護人の連続的提起としての証拠調請求書（一一・三三）、同意見書（一一・三三）を抑圧しつつアリバイ的に極少数の採用をしたにすぎない。これは量的にのみならず前述の各項目の悪質さと相乗されていることの批判である。

五、被告人席と弁護人席の分断、被告人の尋問権の禁止、九・二六異議申立書の拒否等は裁判官の審理担当能力の欠損を示す。

六、以上の理由は、刑訴法第二一条、憲法第三二条、同三七条違反にとどまらず、審理の原則、前提にかかわる。

（註——言及されている表現は全てコピーを添付し、「忌避」の審理過程で他の裁判官らの眼にふれることを意図した。第八八V号三〜八ページも併合されている。それぞれ読者諸氏もよみ返していただきたい。）

夏から秋にかけて、いくつかの極限的テーマにとりくみつつ、被告人（松下）は、それらの一つとしての八大阪V高裁公判II刑事事

忌避却下の罪状を総体として批判し抜くことを、裁判と出会うことさえなく抑圧されている人々や却下された証人群（全ての闘争参加者の代表としての）の声にならない声、その根源にあるなものかが一・八の「忌避」として出現させ、支えたといえる。

一月八日の法廷は、これまでと異なる静けさが満ちていた。全ての発言、いや存在自体が無視されていた被告人の提起を軸にして審理がなされねばならなかったからである。

開廷直後、裁判官が、どのように対処するかに応じて複素数性のプランが用意されていた。法的に準備する次の武器としては、忌避が却下または棄却になることを想定して、あらかじめ次の抗告表現が必要であるが、これまでの経験からは（そして数人の弁護士に質問しても）、高裁における忌避に対する決定の後で可能な方法が、異議（刑訴法第四二八条では即時抗告はできない。）なのか、特別抗告なのか判らず、また、それぞれの文書を用意するとして提出先が決定を下した法廷か、法廷を通じて他の裁判官か、一般的な訟廷受付か不確定であった。従って、被告人としては「通りの文書を作成し、文書提出先が法廷でない場合には、被告人非在の時間をつくらせないために傍聴席の共闘者（山本）が提出してくれるようにすだに一一・四の神戸大学で八共謀Vしておいた。

さて、裁判長（吉川）は、硬い表情で「忌避申立が被告人から出ているが、意見は？」と検察官（高橋）に問い、検察官は、その直前に書記官からみせられたという時間性から起因するだけでない何かに深く動揺しつつ「却下が相当」と検察ロボットとして辛うじて発語した。裁判長は、すでに合議をへていたのか、メモを次のよう

によみ上げた。

「忌避理由二、三は事件について請求、陳述した後のものであるから刑訴法第二二条本文により忌避できず、同一、四、五は審理の態度に対する不服であるが、判例（最高裁昭和四八年一〇月八日第一小法廷決定、刑集二七卷九号一四一五頁）により忌避できない。そうすると申立は訴訟遅延の目的のみでなされたことが明らかであるから、刑訴法第二四条により却下する。」

被告人は最後の「却下する」をききながら用意した文書の△却下・棄却△のうち後者をボールペンで消し（訂正の指示・捺印は、あらかじめすませてあった）、立ち上りながら「ただ今の決定に異議を申し立てます。」と発語した。提出方法のn通りの不確定性に押し上げられるような感覚と共に文書を書記官席に歩みよって手渡ししながら。

異議（申立書）抄

「忌避（申立）の理由は本件審理にかかわる者の総体（註——法廷にいる全員は勿論、全ての大学闘争（公判参加者を含む）が申立理由の出現過程や意味を根底から把握しなほし、論議して、はじめて判断しうる。△却下△決定は、その条件を自ら圧殺し、忌避の必然性を逆証している。（：）」

（註——決定が出る前に、すでに2通りの表現を用意していたことの表現論的な意味について考え続けたい。被告人が何かを申し立てる以前に、すでに△拒否△の姿勢をもってしまっている△裁判官△と同水準になることを止揚していくためにも。また、コンピュータ管理社会の二進法を越えるためにも。）

ついで詳細に証言した。弁護人が省略したり、不十分な把握のまま通りすぎそうになるたびに、そのテーマにひきとめ、掘り下げ、飛翔させる作業も含めて。このような△労働△は、来年二月の出産予定という身体的条件を極度に圧迫し、休憩後の廊下のベンチから立ち上ることや発語、呼吸も困難になった。検察官や裁判官は、今日中に反対尋問を終了させて年内結審にもちこもうとし、休憩時間を何度も十分ずつ区切って延長しつつ何とか入廷させ、証言させようとした。胎内の生命の存在的共闘もあり、かつ三人の子どもが早い帰宅を待っているという条件を弁護人を通じて法廷に伝え、これらの事態を直接確認しようとする裁判長の入廷命令に対しては、証言の強制を（一）的忌避の重層で拒否する決意で仮装被告団は入廷した。

ところで、みかけよりはるかに重要なことであるが、被告人の発言（訴訟行為）は禁止されているとはいえず、次回期日の告知をする時のみは裁判長が被告人と言葉をかわす（少なくとも確認する）必要があることに、被告人は以前から気付いており、応用の機会をねらっていた。証人を含む仮装被告団の気迫をみて今日の審理は困難と判断せざるをえなくなった裁判長が、次回こそは、という意気込みで次回公判期日として一月二十九日を被告人に向かって告知しかけた時、被告人は立ち上って、審理持統の本質的不可能性、忌避（条件）の解消まで審理に応じる意志がないこと、証人は出産後の方が正確に証言しうることを△弁論△し、書記官や速記官は一種の共感の表情を浮べて聞き入っていた。弁護人も廊下での打ち合せに従って、「被告人は忌避却下に対して最高裁まで争う意思があるので最終決定まで審理の進行は見合せてほしい。」と援護した。裁判長

裁判長は、「異議はできない！」と叫んだが、書記官（奥本）が近寄って「できるのですが」と耳うちし、裁判長は、うろたえつつ異議（申立書）に目を通し、十数秒後、何かをふり払うように証人尋問に移りかけたので、被告人から「この（異議）は即時抗告に対応するから刑訴法第四二五条により審理は執行停止されるのではないか？」と△異議△。興奮し切った裁判長は、自信のなさをかくす大声で「できません！」と叫んだ。ところが検察官が裁判官席に「急ぎ足でやってきて「やっぱり（審理は）」とまるんではないですか？」とささやいたので裁判長の権威はn回目に崩れた。どの「専門」家も、高裁段階の忌避の扱いの経験がなく、まして未踏のテーマ群に圧倒されつくしたことを開示したのである。グロテスクな数秒の沈黙の後で、やっと右陪席（吉田）が、「いや、できるといって最高裁判例（後で調べると、昭和三年三月三〇日第二小法廷判決は、異なる条件の事件についてはあるが「刑訴二四条による却下決定には刑訴四二五条は適用されない」としている。）があると思うから」とのべ、裁判長もこれに勢いを得て何とか証人尋問を再開させた。被告人としては、このような慣性的（権力的）再開は十分予測して、前回以上に詳細な尋問プランを弁護人に渡しておき、仮装被告団としてなしうる主尋問証言の最大値まで展開する条件をつくっておいたので、すでに法廷をはみ出している被告人席で本質的審理停止以降のn次の表現プランを構想し始めた。そのことにより最も深く法廷に突入し、証言に共闘するためにも。

竹中証言は、却下された全証人、さらに発言（訴訟行為）を禁止された被告人の位相をひきうけて前回公判証言への補充、九・二二事件の△油コプシ△性、一審判決のいう竹中証言の信用性の問題等に「は驚きと反感を露出させつつ」ともかく一月二十九日には出廷せよ」と証人にだけ念をおして閉廷した。裁判長とすれば、証人は被告人のような不出頭理由を提起しえず、弁護人も良識に従って出てくるだろうから、これでカタがついたと思ったかも知れないが、後述のように、そのアテはずれてしまう。

忌避（申立）の却下に対しては、前述の（一）・八（付）の異議（申立書）に続いて、（一）・九（付）の補充書を提出した。理由の各項目の要旨は次の通りである。

○、忌避（申立）理由について検察官の意見以外を求めず、刑訴法第二三条第二項（他部の裁判官へ判断を委託）に反するのみならず、理由を論議（判断）しうる最低条件の放棄を示す。

一、却下決定は申立理由二、三について刑訴法第二二条本文のみを適用しているが、但書以下に当る。即ち、ここで批判されている裁判所の対応は、例えば決定というような明確な日付や具体性をもつのではなく、公判開始前に生じたとしても一定の期間を経過し、かつ公判開始後の証拠調べなどへのかかわりとの対比（連綿）性から明らかになる事態への責任であり、忌避の原因と「生じる」ないし「知る」位相が、直線状の審理開始以前か以後かという把握をこえた所にある。（註——逆積分過程がもつ時間性は、数直線的規定をこえている。）

二、却下決定は申立理由一、四、五について前出の第一小法廷決定に依拠しているが、この判例および刑訴法第二四条の違憲性は明らかである。（註——後述の批判参照）

三、審理を執行停止しなかったのは刑訴法第四二五条違反の疑いが

つよく、これを認める判例があるとしても刑法法第二三条、同二
四條の運用との関連で前項でのべたように明確に破棄されるべき
である。

四、本件申立は被告人の利益ないし、一面的体制批判として展開し
ているのでなく、忌避を介して開示されてきている世界
史的な審問情況に、裁判官をも対等の参加者として迎えるための
テーマ断片ないし序なのである。

五、
(註)前述の二で批判している部分を核心的な点について引用す
ると、判例の一つの文章は、前半で

「……」手続内の審理方法、態度などは、それだけでは直ちに忌避
の理由となしえない」と条件付の叙述をしつつ「……」(直後の文章
で)「しよせん受け容れられる可能性は全くない」と無条件の否定
をしており、文体としても論理としても破綻している。(同じペー
ジで)「……」それによってもたらされるものが訴訟の遅延と裁判の
權威の失墜^a以外にはない本件においては、右のごとき忌避申立は、
訴訟遅延のみを目的とするものとして同法二四條により却下すべき
ものである。」という。何か変ではないか? そうである。aとbを
比較すると「裁判の權威の失墜」が伏せられており、つまり「訴訟
遅延」云々は各目にすぎず、実際は「裁判の權威の失墜」を怖れて
いることが自白されているのである。「……」不服は異議、上訴によ
って救済を求めるべき」とあるが、これが実際には救済になりえな
いことは「周知のことがらである。」(……)

註の部分を含む全表現と判例の全文は、ぜひ回覧し応用していた

体性も本質に全くふれえないものである。これに対して「一月二
〇日」の包括的提起が開始された。次の表現がそうである。

〈特別抗告〉申立〔抄〕

(申立理由一序)の要旨は、〇と一で、刑法法第二二―二四條の
把握が恣意的かつ権力的であることの批判。二と三で、申立が批判
している最高裁判例について同じ位相で対応しえず、違憲性と刑訴
法各條の関連を把握しようとする態度をもたない決定の批判。四に
おけるテーマは重要なので一部を記す。

○刑訴法第二四條(によって全ての忌避を却下してきた)(……)
事態は、戦後過程の司法權力の犯罪性の最大のものの一つである。
全ての決定は昭和四八年一〇月八日決定(……)に依拠しているが、
では、申立人の(……)批判に応答しうるか? しえない限り、この
判例を含む司法權力は自らの解体を論理的に告げ、自らの一掃を私
たちに申し立てたことになるのだ。

○刑訴法第二四條の規定に対応するものが民法に存在しない事
実、また各國家の法律を比較すると、この規定の成立にズレと変化
がみられることなどは、必ず、疎外された、自己否定の契機をもち
えない共同幻想体としての國家(日本ないし地球以上の文明的位
相でのべている)の生成り崩壊の力学とかかわっているにちがいな
い。せめてこの力学の解明の共闘者になる名譽は、あなた方に残し
ておこう。

○刑訴法第二四條が憲法第三七、三三條に違反しないとすする判例
(昭和三四年(シ)第二二号同年三月二七日第一小法廷決定)が依
拠するのは旧刑訴法第二九條(新刑訴法第二四條に対応する)に関

だきたい。というのも七三年以降の多くの裁判における忌避は、こ
の判例によって、その名を出すのみで、さらにその存在自体が裁判
官を拘束することによって実質審理されることなしに却下し棄却さ
れ続けてきたからである。大學闘争後の仮装被告団による忌避も同
じように、この判例によって圧殺され続けてきた。同時に、この判
例を引き出す(言及させる)までに最高裁と対決したケース自体が
乏しく、辛うじて一九七九年の名古屋地裁公判(竹中被告人)にお
ける忌避の過程で、被告人の徹底的な抗告と追求によって、判例と
その背後にある司法權力の構造が、闇の中から姿をみせはじめたの
である。(第八一〇号二八―三五ページ参照)共闘者の調査によっ
て忌避や制裁についての包括的な最高裁判例が仮装被告団の批判の
対象となり、一九八〇年の松江の公判でも応用されていくことにな
る。(第八一〇号三八ページ、第八五〇号三二―三三ページ参照)。

このような過程をへて大阪高裁の忌避があるが、同時に、私
たちの忌避は、裁判所の審理の仕方に対してのみ向けられてい
るのでない(それだけに限定するなら、一瞬ごとの恒常的忌避が必
要である)こと、忌避を喩とする全関係性の対象化し飛翔のた
めにこそ、共同幻想としての法の總体的批判を含めて展開している
ことは強調したい。従って、裁判所が、どのように対処しようとも、
提起の方向性において、すでに勝利しているものであり、その全
ての波及効果や逆用の成果は裁判所の想像を絶しており、この通信
にさえごく一部の領域を記述しうるのみである。

さて大阪高裁第四刑事部に対する忌避を審理した第六刑事部(家
村、田中、田口)は、一月一六日付で棄却決定を出した。理由は
「原決定の手続に何ら違法のかとはない。」とするのみで、申立の具

する昭和三三年(ツ)第六号同年二月二四日大法廷決定であるが、
ここには次のような言葉がある。「言葉を変えれば、該規定は、本
來裁判所が訴訟指揮権の作用として負担している訴訟の進行を妨げ
る一切の障碍を除去すべき職責の遂行に対して、これを制限すべき
事由のない場合に、ただ制限を加えなかつたまでのものであるとも
言い得るのである。」この③の部分の判断に際して、この決定は「忌
避が遅延を目的とする場合は、忌避権を乱用する場合であるから」
と(②と③の二つの「場合」を関連づけるかどうかの対象化なし
の、まして忌避申立に至る全過程を申立人と対等にとらえる姿勢な
しの)閉鎖的矛盾を犯した上で、これを②についての判断基準とし
ている。(③、④、⑤の独断的(等価)把握)何という傲慢さと反存
在性であろうか! こんなシロモノが、つまり旧刑訴法下の權力本
能が、敗戦と新憲法と新刑訴法施行後に堂々と規範化されていると
は! しかし、これは例外でなく、全ての法と天皇制について、そ
うなのであろう。(……)

○刑訴法第二四條による忌避却下の場合(……)審理の執行停止
をしなくてよいとする判例(註―七ページ参照)(……)も何と前
記の大法廷決定に依拠して自らの判断を放棄している。この権力的
円環の構造を破棄しない限り、戦後は(註―戦前も)、そして大學
闘争ともよばれる情況は終りはしないのである。

五、(……)(口頭弁論での審理を要求するが、それは)記すべき内容
が、あまりに多彩であり、本件の第一、二審の全表現を援用しつつ、
口頭でのべない限り、その基本的ヴィジョンさえも浮び上りにくい
からである。(註―全ての読者諸氏に対して)六、

眼前の対権力批判と共に、それを深化させる方向で特別抗告、申立理由補充書が一月二日、二九日付で提出された。一月二二日の岡山大学祭で原案が回覧され、一月二九日の大阪高裁公判（被告人は横浜地裁へ出廷、28ページ参照）において仮装被告団の一人（山本氏）から提出され、訟廷受付の職員は、山本氏を被告人と思ひこみ、また最高裁へ移送直前の記録に同一髪で併合してくれた。竹中証人の表現が申立理由の構成要素として併合された意味も重要である。（35ページ参照）

松下を含む仮装被告団の表現では、忌避を媒介して全一（公判過程が対象化され始めており、その要旨を次に記しておく）。

特別抗告（申立理由補充書〔抄〕）

α、昭和五四年七月六日の名古屋地裁公判（被告人Ⅱ竹中）における身体的拘束、判決強行と交差する忌避以後の過程を圧殺してきた関係性（第八一V号二八、三五ページ参照。この提起にも添付）への報復の序としても本件申立がある。（註——前述の竹中証人の表現Ⅱ証言書では最高裁が遅延させてきた審問領域を本件と併合的に審理せよという提起が、関連する全表現のうっしを添付してなされている。提起のうち特に重要な指摘の一つは、この国の法秩序は、法を含む自然性（天皇制を喩とする）の規範を崩壊させる速度、まなざしを持続する存在に対しては事実を把握せず、あるいは被告人による事実の把握の仕方を入罪として先行的に排除するからこの構造総体を忌避するという点であり、もう一つは本件の一一・八段階の証人として、被告人による質問を認めないままの証言過程（証人には忌避権がないことに象徴される。）がもつ苦痛、審理の反

互の分岐を強制するためにも、これを坂本のみ忌避として申立内容も確認しないまま却下し、抗議する被告人らを出廷させた。これに対しては即時抗告でなく準抗告が仮装被告団により三・一二付で提起された。というのは、これまでの即時抗告群を扱ってきた広島高裁岡山支部が、昭和三十一年六月五日第三小法廷決定や、同年三月三〇日第二小法廷判決等に依拠して、準抗告以外の不服申立を認めず、執行停止もしないという決定を出しており、支部裁判官の人数が少ないため、これまでの即時抗告の方法では繰り返す同じ裁判官によって却下され続ける可能性が生じたからである。従って仮装被告団としては、公判審理の執行停止があらかじめ拒否されている申立方法（つまり、準抗告への決定が出るまでは、何回もの公判が数日おきに強行開廷されるであろうから、忌避申立が実効を失う。）をへなければ表現しえず、しかも、共同表現自体が参加者それぞれの時間性、表現根拠のズレによって分岐が不可避になってきていた。これらの裁判を媒介する全領域との格闘は、四・一（卵）の出現で新しい異次元に突入するが、その直前の抒情をこめて前記の準抗告表現は内容のみならず過程において現在も輝きを持続している。法水準の言語往還をはるかに越える位相で八忌避Vを媒介に関係性が飛翔する例が、ここにも存在する。この出現に対しては、いかなる権力の抑圧も無効であり、逆共闘してしまうのだ。

(…)

θ、六九年沖繩闘争に関する昭和四十七年七月一二日の東京地裁公判（被告人Ⅱ矢野、永里を含む一三名）において手続更新時の発言禁止、退廷命令を繰り返す刑事第一一部裁判長（鬼塚）に対して被告

存在性である。）

β、昭和五五年七月二九日の松江地裁公判（被告人Ⅱ浜本および鈴木）における忌避以後の特別抗告で（片山恵子）は、刑法法第二四條に関する昭和三十三年〔第六号同年一月二四日大法廷決定を詳細に批判しているにもかかわらず同年一〇月二三日付の第〇小法廷の決定は「原審において主張・判断を経ない事項であるから不適法」として棄却した。このような逃亡を許さないためにも一一・八忌避では原審段階から主張している。

また、昭和五七年二月三日の松江地裁公判におけるn次の制裁と交差する四次の重層的な忌避以後の特別抗告には次のような表現がある。「1、忌避は忌避であることにおいてどのような異議も無力たらしめ（…）あらかじめうちめしている。このことは、忌避される者（裁判官…）がいちばんよく知っているだろう。（…）2、しかし忌避は制裁ではないのだ。（…）（片山恵子）が裁判所を救出していく手に、こたえていかなければ最高裁は（裁判官横山ら）（…）凍りつかせたまま遺棄してしまうことになるだろう。」同年四月六日付の第二小法廷の決定は、この忌避の本質論に回答しえず、「適法な申立権のないものによる」として棄却した。本質的な被申立主体でありえず解体していることを開示しつつ…。

γ、昭和四九年三月一日の岡山地裁公判（被告人Ⅱ坂本、小松、山本）における忌避は三名の被告人を含む関係性によっておこなわれたが、裁判官（渡辺）は、これまでの忌避が長期勾留中の坂本のみによっておこなわれてきたことへの反射的憎悪から、また被告団相

くりかえし

団は忌避を申し立て、簡易却下後、即時抗告をおこなった。これは七月三一日付で棄却されるが、裁判官がおそらく気付かない程に深く、被告団内部の不安定性が照らし出されている。高裁決定でさえ「申立人一三名の署名は同一人の筆跡であり、しかもうち四人は押印も指印もなく、他の一人は忌避当時は不出頭しており、残り八名の申立理由は、申立に至るまでの言動から正当性をもたない」というのである。この決定に対する特別抗告は宙吊られ、即時抗告申立を最も中心的に荷った主体は、のちに上告を宙吊っていく（註——これ自体は、より本質的に裁判過程に向き合おうとする意志から出ているが）のであるが、前述の押印なしの被告人の一人が、この忌避段階のテーマを十二分に対象化しつつ仮装被告団として八沖繩V闘争をその後、現在まで荷い続けていることを特記しておくたい。

(…)

μ、神戸地裁において七〇年のイブ以後十年以上にわたって持続した八V公判（被告人Ⅱ松下を含む五名）は、その八一V審過程において八一Vの被告人による八一V回の忌避過程をもつのみであり、しかも簡易却下後の即時抗告さえ宙吊られているという著しい特性をもつ。七三年九月一二日付の忌避に関連する情況性（五月三日の会通信第二四号三二、三三ページ参照、この提起にも添付）は、今なお切迫した呼吸を申立人（松下）の内部に育てている。いくつ

かの未宇的ヴィジョン…。

忌避対象は、直前の八・八に（長期にわたる（不）出頭への報復としての）勾引状を出した裁判長（山下）のみならず、ここに至る

までのハ、V過程の意味を把握しえない審理当事者(被告団、弁護人を含む)であり、「審理手続内の不服は忌避理由にならない」とする同年一〇月八日の最高裁決定(前出)は、あらかじめ乗りこえられているが、それ以上に、忌避に至る不可避性と、その申立理由の作成し提出過程が仮装被告団総体へ委託されていることが生み出した波動は巨大であった。

全ての闘争参加者(と思いきやいた者)は闘争展開軸の再把握を迫られ、裁判所も七四年三月二八日付で却下決定を出すまで十ヵ月以上を要した。それ以降も夏まで公判は宙吊り。では、四月一三日に岡山刑務所内で(四・一の(一卵)の事件による監置中)決定をうけとった時、なぜ即時抗告しなかったのか? 四月一日に被告人の住居へ送達されたとき郵便配達員が被告人と同位相と考えた幼い指印があったのである。七六年四月九日以降、やっとその意味を明らかにしたこの事実性は、即時抗告の不可避性を(一)の可能性へn次に飛翔させる啓示を与え続けている。

[...]

π、京都地裁A三六七(月)公判は八三年一月一八日に、やっと第二回に入り、被告らの求釈明は序の段階にあったにすぎず、被告は答弁書さえ提出できないでいたにもかかわらず、第四民事部裁判長(吉田)は、突如として「これで終結。次回二月一六日に判決」と言い渡した。(同時に松下の発したハ異議→忌避Vと、その後の経過については、この号22ページ参照。)この瞬間は、十年性の忌避テーマが(一)公判総体の現在の対象化作業の決定的変換点において出現し、応用されていることを示している。

に抗議して辞任した前弁護人と同位相の弁護人を仮装被告団としてさがしつつあり、その一つの媒介として一一・二九横浜地裁の判決公判(註——28ページ参照)へ向かうこと等が記されている。

予測しない事態に大阪高裁は一一・二九を粉砕されたのみならず完全に今後の方針を見失い、一月二九日付で「弁護人選任に関する照会」(回答期限は一一・二八)を被告人あてに発送したのみで沈黙した。主導権は仮装被告団に移った。松下を含む仮装被告団は、これまでの(一)公判過程(とくに控訴審)のn種の弁護人についての照会文書(うつし添付)が各高裁ごとに書式、内容にズレをもつことをも逆用して、一一・二四付でハ弁護人選任に関する照会Vをメビウスの環的に提起した。要旨は、

一、大阪高裁の弁護人選任回答書の選択肢は「自分で選任する」と「国選を選任してほしい」の二つであるが、広島高裁松江支部(片山恵子に対して)のものは、bが「請求する、しない」に区分されて三つの項目となり、東京高裁(永里繁行に対して)のものは、a、b共に「する、しない」に区分されて四つの項目になっている。従って送付された用紙の水準で答えなくてもよいのではないか。

二、広島高裁松江支部のものは、回答のない場合は国選請求の意志がないとして扱々と記され、大阪高裁のものは逆に回答のない場合は国選をつけると記されている。このことから選任権や時間の幅が被告人の意志に委託されて成立しうる(裁判所の個別の慣行をこえて)示唆されているのではないか。

三、前記一と二の各理由と根拠を十分に対象化することが被告人を含む全ての裁判当事者に不可欠であろう。いまは過程的に送付され

[...]

一九八三年一月二九日(第六回公判)

裁判所の水準をn重に踏み越える地平で忌避テーマが展開されている状態は前述の素描からみまられるが、具体的な対応として、もう一つ、一月二九日の期日強行設定を粉砕する不可欠性があつた。裁判所としては、判例によって審理は執行停止されないから、証人(と弁護人)さえ出頭すれば、証言を終了させ、かりにもう一回、戸上証言の期日を入れるとしても年内の結審は可能である。このことを予測して被告人(松下)は、すでに一一・八公判より前に、弁護人辞任プランを構想し、弁護人(河原)の了承をえていた。河原氏は十年性の共闘の経過から、被告人が、弁護人を信頼すればこそ、かつ、弁護人の全ての(一)公判へのかかわり(特に名古屋地裁)を対象化し応用するためにこそ、仮装としての辞任も不可避であるという提起を了解し、一一・二九の直前である一一・二四付で(註——あまり早く辞任届を出す、裁判所に対応策を与えかねない)辞任の意志表示を郵送した。これは関係性として、忌避→審理停止への強力な共闘となる。必要的弁護事件(研究室内へのハV表現が建造物損壊、長期五年の刑に相当するため)である以上、弁護人なしでは開廷できない(刑訴法第三九一条)のであるから、被告人への足かせであるはずの弁護人存在が逆用されて、裁判所の審理強行のハ壁Vは突破されていくのである。一月二九日の法廷では、仮装被告団の一人(山本)が、(一)出頭申立書を松下から委託されて提出した。この文書には、忌避申立に至る諸要因が解決されない限り、審理展開の条件はみたされれないこと、訴訟指揮

た回答書を変形し異化して次のように記す。

○前弁護人の辞任理由(一一・八忌避申立理由と共通)が解消される度合で弁護人は自分の方で選任します。

○ハ貧困Vかつしではありますが、前記の理由を考慮して裁判所で国選弁護人を選任しないで下さい。(註——傍線のみ原文の様式。なお「しないで下さい」の原文は「して下さい」。)

この回答書に対して大阪高裁は、「被告人の意向を尊重」して一一・二八以降は選任届の提出がないとき国選弁護人をつけるという期限を二・一五まで延期する、と通知してきた。驚くべきことに、この通知の主体である第四刑事部裁判長名は、吉川寛吾から石田登良夫に変わっている。吉川は八三年四月から、わずか八ヵ月で交代せざるを得なかったのだ。これは高裁→最高裁中枢の混乱→責任のとりせ方と想像され、忌避→異議のハ実現Vともいえる。

前記のような措置をとりつつ法的には、昭和五八年二月九日付で、最高裁第二小法廷(塩野、木下、宮崎、大橋、牧)は、忌避に関する特別抗告の棄却決定を出した。(同年(第一一七号)理由の全文は次の通り。)

「本件抗告趣意のうち、刑訴法二四条、刑訴規則二一条の違憲をいう点は、刑訴法及び刑訴規則の右各規定が憲法三一条、三二条、三七条等に違反するものでないことは、当裁判所の判例(昭和二十三年(第六号)同年一月二四日大法廷決定・刑集二卷一四号一九二五頁、昭和二十二年(第一一七号)同二年五月五日大法廷判決・刑集二卷五号四四七頁)の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がな

く、その余の点は、判例の変更を求めるものであって、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらぬ。

よって、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。」

これに対しては「一二・一二」付で異議し申立書が提出されている。要旨は、

一、最高裁が判断すべき事項は、最低限にみても、大阪高裁の二つの決定の解体状況を指摘している申立理由に対処し（ α ）、各決定が依拠する判例への内在的・根源的批判に答え（ β ）、この作業を戦後の全裁判過程の対象化との関連で開始する（ γ ）ことであるが全ての判断を放棄している。（…）

二、判断放棄の構造は、原始的部落共同体の司祭が、未来から舞いおりた審問表現に脅えつつ（前例をタテに）排除しようとしているような感じを与える。（…）それにしても最高裁の諸君よ、もう少しマシな決定を出さないと前記の司祭にさえ劣るとみなされますよ。三、（…）判例の再審こそ最高裁の職務の一つ、かつ特別抗告の基本（…）（である。） \wedge 処刑 \vee 直前の \wedge 遺言 \vee の位相で、各テーマ群に対処してみよ。（…）

最高裁は、現在まで、この異議に応答しえず沈黙している。この機構は、すでに本質的には死滅しており、それ故に秩序を支配してはいる。このことは今後、私たちが、 \wedge 最高裁 \vee を含むの死滅を現実化していく、 \wedge たのしい \vee 作業が残っていることを忘れない時にのみいえるのであるが。

下が、「職業的な代理人弁護士」の非存在（それ故の某法律事務所弁護士のメモを証拠として出す画期性）と子どもの参加に象徴されるn事審理の方法が、この世界の構造を一瞬ごとに変革し、未宇的生命の参加をよびおこしつつある」とのべ、

鈴木が、A三六七に長期間生活してきた中尾の「証言」書を添付しつつ、共同訴訟理由や目的に関する裁判所の判断の誤りを批判し、浜本が、訴訟参加の二つの極（未関係当事者性からの参加と超当事者性からの参加）の振幅の公開の対象化度こそが真の検証を要する「第三者」性であると指摘し、

竹中が、大阪高裁の刑事公判における証言記録を包括して申立理由としていく意志表示をし、子どもたちの表現や松下の註を併合している、という点が、それぞれ特徴的である。

昭和五八年九月一四日付で、大阪高裁第七民事部（小林、坂上、小林）——註として、右陪席の坂上は、神戸大A四三〇公判・本訴一審前半段階の神戸地裁の裁判長であったことを記す。——は、竹中まい、とき、みなについて、竹中千恵子が未成年者の法定代理人であることを証する書面の未提出（註——児童扶養手当に関する書類のうつつしは提出してあった。）を理由に抗告を却下し、坂本、松下、鈴木その、鈴木れい（註——住民票のうつつしが提出されていた。）、浜本、竹中について、原決定を追認しつつ抗告を棄却した。興味深いのは、決定を法的に補強するために、「一件記録によるも抗告人（…）が同室を占有していることを認めるに足りない」と強調している点である。これは β 、 γ の公判に逆共闘の武器となっていく。

このような状況で、（…）（公判）闘争は、 \wedge 大阪 \vee 高裁においても、また新たな歩みが続けていく。一一・八忌避以降、何か確実に変換したのだ。そして審理の宙吊り、最高裁の沈黙を横断して、もう一つの生命が生誕してくる…。

〈京都〉地裁

前号一二ページの最後で裁判し審理過程の複素数化が、すでに姿をみせはじめているが、この号で次のように把握しなおしてみる。

α ——八三年三月三一日付で（自主ゼミ）実行委員会（過渡的代表者として坂本、松下）がおこなったA三六七占有妨害排除の仮処分申請。

β ——八三年七月二二日付で国が松下、坂本、鈴木、浜本、竹中を被申請人としておこなったA三六七占有移転禁止の仮処分申請。

γ ——八三年八月二五日付で国が前記五名を被告としておこなったA三六七明渡請求の本訴。

それぞれの経過の要点は次の通りである。関連する表現は全てA三六七号室で回覧可能。

α ——第一次仮処分申請

京都地裁第五民事部（宮地、下山、小野）は、昭和五八年七月八日付で申請を却下する決定を出し、申請人、参加人が即時抗告をおこなった経過は前号でも記したが、内容的に補足すると、坂本、松

各抗告主体は、それぞれ決定到着後、五日以内に最高裁あての表現を提起したが、ここでも民事裁判の障害の一つである「費用の予納」が現われてきた。補正命令で、特別送達費用を含めて郵券一〇、三二〇円（八六〇円の二組）と特別抗告費用として収入印紙二、二五〇円が各主体に請求されてきたのである。これに対しては浜本さんが有効な反撃をした。すなわち、一〇・五付の前記の「補正命令」に対して一〇・一三付で即時抗告をおこない、A三六七への郵便物を妨害している国々大学を相手とする事件での郵送費用問題の重大性を指摘した。大阪高裁第七民事部は、これを一方的に特別抗告とみなした上で、憲法違反等の主張がないからという理由で一〇・一九付で却下したが、事務連絡としては一〇・二四付で前回より数千円少ない額のみを請求し、しかも一方的に特別抗告とみなした申立（ソト）の費用については補正命令さえも出さなかったのである。この何重もの権力的デタラメさが白日の下にさらされたことを、全ての被抑圧者の民事裁判闘争のためにも記しておく。浜本さんは更に追撃して一一・六付の異議申立てで、これらの決定を取り消し、即時抗告を認めるまで特別抗告の審理や一〇・二四付催告の執行を停止せよ、と要求しており、裁判所は、現在まで何もなしえていない。坂本、松下の特別抗告は、第一次（ α ）訴訟の特性として同じ申立形式をとっていたので一人分の費用ですみ、さらに特別抗告を特別上告へもワープさせて提起していた竹中さんに対して書式不備を理由に大阪高裁が一〇・五で却下したのを逆ワープさせて、坂本、松下の申立理由に併合していくことにより、三々人分を一人分の費用で審理させつつある。

特別抗告理由についてその一部を記すと、浜本さんは一〇・一三付の文書で、「抗告人らの主張は独自の見解」であるとすると大阪高裁の判断は、単に論理的な誤りである以上に、秩序の慣性力が私(たち)の全存在領域をおおっていることの一つの現われとして相互に対象化すべきであると主張している。

(鈴木れい、その、)の(一)・八(付)の理由書では、中尾(証言)書を理由なしに削除している点、幼い共闘者のうち、れいについてのみ法定代理人の存在を認めている点を中心に批判が展開されている。

前記表現を含めて提出期限最終日でもある(一)・八の刑事公判開廷前に(原本の他に相手方の数に六を加えた数の謄本を添付することが定められているので、書留で郵送すれば、それだけで多額の出費がいられるのを止揚するため)、被告人(松下)から原審裁判所である第六民事部へ提出された特別抗告申立理由書からは次の個所を引用する。(一)・八(付)の

「(特別抗告申立理由の第一では、抗告人の裁判を受ける権利(憲法第三二条違反に交差させつつ、原決定を批判した後で)……(かりに抗告人が裁判官を審理して、裁判官の見解を)『独自の見解』とホメつつ(……)生存の根拠をうばってしまうならどうなるか、と一たんは想像してみよ。(……)少なくとも私たちは、あなた方に裁判を受ける権利を永続的に与え、共有するだろう。(……)」

第二、憲法(一〇三条まである)の総体とりわけ第一条(天皇の地位・国民主権)が本件の提起するテーマに違反。
いくら(か)意外に視えるとしても、私たちは(天皇)制との対決、その解体をも意図して本件の空間性を占拠しているのである。

公判の総体的関連性の予断なきをたしかめつつ

ドVとして(一)・二七(付)で坂本(松下)から申立理由の把握について、さらに文書を提出した。ここでは、大阪高裁で開始されたが、忌避(弁護士辞任により宙吊られている刑事公判(被告人(松下)における再開後の竹中証言の記録を含めて本件を審理せよ、という要請がA三六七公判(一)における忌避および双方に波及する生命の生誕との関連性において強調されている。また(一)・三〇(付)の子どもたちを含む(自主ゼミ)実行委の最高裁あて表現においては、前記の二つの忌避および(一)公判過程の本質的忌避群と法の構造の欠損の審理が、子どもたちが独立当事者とみなされるまでの八十数年Vの時間性の振幅でなされるべきこと、従って違憲審査権を行使しうる大法廷によって担当されるべきであるから、予定されている小法廷を(忌避)する、と申し立てており、これらの提起によって最高裁の決定は宙吊られたままである。

β—第二次仮処分申請

第一次仮処分申請は、(自主ゼミ)実行委を申請者とするものであったが、これが出現させた第二次(β)は、国を申請者とするものであり、第三次の本訴(γ)も国を原告とするものである。すなわち、αはβ、γ、δを生み出した(卵)の位相にあり、この展開はαの提起以前に構想し、戦略に組み入れられていた。その必然的意図は、ここでは繰り返されないが、(一)三通信(第(一)号と第(二)号)に掲載されている(自主ゼミ)実行委の論文や通信第(八)号(九ページ)を参照していただきたい。少なくとも前記第(一)号をよんだにもかかわらず「批評精神」第五号に無残な元パロディストとして登場してA三六七闘争を論じている池田浩士や、原理研の京大

提出された書証を把握し、現場検証をおこない、十分な審理をつくせば、このことは十分に裁判官らにも判ったであろう。いや判りかけたからこそ審理から逃亡し、第一条を含む憲法各条の判断をさけたのかも知れないが……。私たちは、ここで少なくとも第一条が本件とどのようにかわるか、の審理が本件の判断の不可欠の条件であることを提起し、決定批判の前提かつ構成要素とする。この場合、(憲法)に違反する、というのでなく、憲法が(に)違反する、という視点でのべていることに注目されたい。(……)」

また、ここに併合され、かつ申立人を(竹中まい、とき、みな(竹中千恵子)および坂本、松下とする理由書では、生命の不確定性(未知性を媒介に(法)がその規定力をはみ出す領域を審理しうるかという問いの素材として、あえて戸籍抄本や住民票でなく(親権者以外にも支給される)児童扶養手当の書類を子どもの代理人性の証として提出したにもかかわらず、決定がこれを審理していないことを含めて、風土(家)の自然過程の中で機能させられる法の構造が、A三六七テーマの扱い方との共通性において批判されている。

さらに、本件現場を構成する証拠写真として(南山)大学地下占拠空間(A三六七と同様に重要表現がおかれ、回覧可能な状態にある。)が添付され、申立総体に、三人の子どもたちの表現(前号(三三ページ)からの持続)も併合されており、特に、「も(う)かくきなくなるのです。」とかきはじめつつも、「わかったか? あっわかってない」で終るまでの文章にこめられる(声)を、どのように聞くか、が(A三六七)にかかわる全ての人に問われている。

一九八三年の末までに決定を出しかねない最高裁への(パ)リケ

生新聞(八三・一二・一)号トップ記事は、β、γ、δの出現を(自主ゼミ)実行委の先見の明のなさに結びつけて論評することにより、その愚劣な同位性を示してくれたのである。もちろん、この程度の連中と対等につき合っているヒマはない。かれら総体を出現させてくる情況の核心と権力の核心の双方に、私たちだけが、どこまでも切り込みつつあるからだ。

第二次仮処分申請が八三年七月一九日付でなされ、京都地裁第五民事部(第一次担当と同じ)は、七月二二日付で占有移転禁止の決定を出し、被申請人に送達する以前の七月二九日、A三六七号室に執行(官)に保管させるといふ公示を出させた。ただし、使用は認められている。というより、A三六七の管理権が国家の幻想性構造の(下)部にある大学から(上)部の裁判所へ移行することにより、この構造の重層的関連からA三六七は、大学管理空間における(宇宙)としても存在しはじめた。八月以降、公然と活動し(宿泊する(自主ゼミ)参加者への排除)警告はなくなり、一月には日本基督教団の教師検定試験会場にもなり、八四年一月の共通一次試験や三月の二次試験(全国の国立公立大学が一種の戒厳令下におかれる)の期間中も、当局は(自主ゼミ)参加者の入構を阻止する口実を考え出すことができず、呆然と見送るのみであった。

仮処分決定に対する異議により開始された公判の経過は第(八)号(一二ページ)から持続して記すと次の通りである。

一九八三年九月五日(第一回)

この日までに、国が指名した五名（松下、坂本、鈴木、浜本、竹中）のみならず、国が削除した子どもたちを含む（自主ゼミ）実行委員の各主体から、日付と内容をハフリー・ジャズV的に交差させつつ異議申立表現が提出されていた。この方法はαで潜在的に試みられた後、β、γの全場面で応用されていくことになる。というのも、権力の発想を支える個人⇨整数概念、被告全員を同ハ一V当業者とみなして処置しようとする機能主義を粉砕し、大学闘争の世界史性の視点から、とりわけ複素数性の仮装組織論と闘争参加者相互の異相性対象化の媒介として裁判過程をとらえる必然的段階に私たちが出会っているからであり、たんなる戦術・戦略をこえる射程をもっている。

九・五公判では、いま出廷しうる条件をもつハ一V人として松下のみが三四号法廷の原告席につき、その後、文書を受付に提出してから、おかれて鈴木そのれいも入廷したが記録されていない。傍聴席には山本氏も存在した。本訴と内容が重複して、ここで審理するのは無駄だから、本件を休止して本訴の結論を待ってはどうか、という裁判官（宮地）の提案を、松下は神戸大A四三〇研究室公判（仮処分異議と本訴が数年併行持続）の経験・テーマの共通性から反論して、裁判官も、あきらめたように審理に入った。この日は、松下の異議申立書陳述および求釈明、国側の九・五付の準備書面提出、書証認否の途中で次回に続行。

一九八三年一月十七日（第二回）

この日の開廷時刻は、午後四時に浜本さんのみ、午後一時に他の四人が指定された。というのは、浜本さんは毎週、日曜から月曜に

せた。

前回公判で裁判官は被申請人に対して、A三六七占有の開始時期、権原などについて明確にせよ、と釈明命令を出していたので、鈴木さんを除く四々人から文書を提出した。松下からのものを一部記すと、

- 一、(…) A三六七号室を占有している主体があるとすれば、特定の個人でも国でもなく、この空間の意味を真に生かしうる未出の関係性であり(…)
- 二、(…) A号館の建築にかかわった人(註——さらに、それ以前の敷地に(人間の痕跡が記されて以来)居住していた人々、その後、出入りした人々(…)との委託関係)を対象化しつつ現在まで活用し応用してきている。(被申請人の生活し存在する全ての場所について同一の方法で)(…)
- 三、(…) 昭和四四年段階の無期限バリケード状態(以来)昭和五一年一月二三日の教養部代議員大会の特別決議にもとづくC共闘(は)A三六七号室(…)の占拠水準の対象化し持続を被申請人(を含む)に委託している。(…) 民法第一八六条②、同一九二条が(…)占有概念に適用可能であり、何よりも申請人のこれまでの黙認自体が(…) (法をこえる占有の) 根拠を立証している。

よみおえた裁判官は、執行抗告および忌避をめぐる松下の同僚への徹底的批判(後出)に怖れと焦立ちを感じていたためもあってか、この文書の中で唯一つ、文句をつけられそうな箇所として「C共闘」をとり上げ、「こういう周知でない言葉は使うな」とn重に見当はずれの発言をした。「C共闘」とは松下の造語というより、当時存在

かけて徳島県の山間部にある病院で医師として当直勤務をしており、勤務後すぐ出立しても京都地裁に到着するのは午後四時前になるからである。このため被申請人の主張により次回からは全員について四時からとなった。

公判の展開としては、記録の上では前回出廷しなかったとされる四人の異議申立書陳述と、第一回公判で陳述していた松下の事件(昭和五八年(毛)第一三一六号)への併合がなされた。さらに、A三六七占有概念をめぐる、A三六七についての占有を(自主ゼミ)実行委側に確認させ記録させようとする国側に対し、この法廷を含む全空間を応用し活用という水準でA三六七をもハ占有Vしているという応酬が重要であるが、公判調書に記録されないテーマとして次の点を付記する。

中尾さんが、国からも被申請人からも独立した当事者を仮装して参加を申し立て、午後一時から四時からの二つの原告席に横断的に存在したこと、および札幌の根本氏が、この日を含めて一〇・一一大阪高裁から一〇・一九京都地裁(本訴)の全法廷し神戸大、京大の一)闘争空間に横断的に存在した経過である。この日には山本、高尾の両氏および二人の幼児(竹中みな、鈴木れい)も参加した。

一九八三年二月五日(第三回)

被告の竹中さんは開廷直前に裁判所へ電話で、来年二月の出産予定のため、数ヶ月出廷できないことを伝え、毎回傍聴席にいる山本氏も東京の日本基督教団の教師検定委との八団交Vのため非在。その代りに七四年の制度上の自主ゼミ参加者でもある八木氏が姿をみ

した集団の自称にすぎず、本来、法律用語こそハ周知Vでないのだから、自らの偏差から文句をつけるという異和感の根拠こそが止揚されるべきなのである。この方向で証拠調段階において「C共闘」に限らず全対象について立証していく、という松下の反論に裁判官は不快そうに黙りこみ、書証認否に移った。

各被告は、統一された認否の仕方をせずに、振幅をもたせ、原本性との関連で認否の過程を次回以降にも持続させて行きつつある。

一九八四年一月二三日(第四回)

冒頭で竹中さんからの公判期日延期申請(春以降に独自の書証認否、証拠調請求を行う)を裁判官は認めながら、五人で同じ訴訟効果をもたせようとしたが、申請書を委託されてきた松下の反論で、分離を認めざるをえなくなった。これは戦略的勝利といえる。

坂本氏からは、永里氏(会計事務所員)が国側の価額算定方法を批判的に分析した成果を応用した準備書面を提出し、坂本、浜本、松下からは、それぞれ重層的に証人し証拠調の請求書を提出し、具体的な採用の問題が次回以降に展開される予定。二七号に変更された法廷の傍聴席には高尾夫妻と八木氏。

なお、公判という形で顕在化していないが、重要な経過がある。八三・七・二九のA三六七仮処分執行に際して、執行官は、妨害を怖れてか、決定の送達前に、だれもない時をねらって、近くの文房具店主の鈴庄 博を形式的に立ち会せ、室内に無数に集積する表現のうち、被申請人の名が出てくる資料を恣意的に選び出し、それを五名の占有の証拠として認定したのである。この方法は、人間の存在し表現の確認方法として法的に無効であるのみならず、室内の

表現に記載されて登場する膨大な人々を全て占有主体と認めてしまふ逆共闘的方法を開示している。これに対しては、九・五の第一回公判で松下が求釈明し異議申立をしたが、裁判官は「管轄がちがう」と逃げたので、九・二三付で不服（異議）申立を執行官法第五条により申し立てた。

一月〇日付で、民事第五部（下山）は、住居でない（註——執行段階でA三六七に住民票がある人々が存在した。現在も八別のV人が住民票をおいている。）から決定送達前に黙って入って執行してもよく、占有認定方法は誤っていないと強弁して却下決定。

一一・一四付で松下を含む仮装債務者団は大阪高裁あてに即時抗告を申し立てたが、下山は高裁に移送せず、本来、この事件は執行官法が認められないのだ、と前回と矛盾する却下決定を一一・一付で出した。この矛盾を批判した一一・七付の異議申立を処理し切れなくなった下山は、今度は自らへの提起を大阪高裁へ移送して責任を回避し、高裁第七民事部は、八四・一・一〇付で、しどろもどろの論理で地裁決定を追認しつつ棄却した。これに対して送達された日である一一・二八付で高裁と地裁の双方に異議と、執行抗告のさしもどし審理を要求したところ、高裁は処置に困ってか、勝手に特別抗告とみなして一一・三一付で却下したので、直ちに一一・三三付で異議申立中。この経過で重要なのは、〇昭和五五・一〇・一施行の民事執行法のあるのはじめを知り、七〇年ごろに六法を入手したままの意味に光をあてられたこと。〇この法律の不完全さを応用して、執行抗告、第三者異議を試みていることである。

の坂本と松下による仮処分申請書、一四・二三・五・一七付の竹中による補助参加申立書、一四・九・一二付の鈴木による申請理由補充書、六・九付と八・二七付の浜本による報告書、β系の一八・二五付の竹中による仮処分異議申立書の各表現のうつつしによって占有を認めていることを立証しようとするのである！これは私たちの水準に引きずられて、国側代理人が（自主ゼミ）的方法をとりはじめた証拠といえなくもない。特に公的には、あれ程、無視したがった子どもたちの表現（第八八V号三二・三三ページ参照）を総体として提出し、竹中まい、の前記三二ページに当る全表現の原本うつつしに赤い傍線を引いて、竹中千恵子の占有の証拠とするほどの念の入れようである。しかし、これらの作業によって、国側がまずまず自らの論理的基盤を崩壊させてしまっていることは、④原告側が書証認否に際して、表現過程論から、⑤さらに不出頭の浜本さんから委託された文書を媒介しつつ、⑥公判冒頭で「全て不知」とした以前に裁判官の眼にさえ明らかになつたであろう。前回公判の恐怖と反感のさめやらぬ裁判長は、一つの法的なワナを設けた。これは、かれ個人というより秩序総体の意識的無意識的要請にもとづくものであり、かれは、それを下手に演じるロボットにすぎないのかも知れないが。

裁判長（吉田）は、原告席（坂本、鈴木、松下）に向かって、「（今日は）原告側から他にしらべてほしいものを提出しますか？」とたずねた。だれがきいても、第一二回公判の経過を把握している限り、国側がこれから詳細に立証していく条件の下での問いだと聞きとるだろう。まして、原告側は前回以来、国側に多くの点で求釈明をおこない、その応答は今日もなされていない、従って原告とし

γ—本 訴

神戸大A四三〇松下研究室についてもそうであったように、国と大学は、仮処分申請によってはじめに空間を逆封鎖し、本訴によって終りに空間を秩序に回収しようと、はさみうちの方法をとってきた。この方法が私たちには通じず、逆用されている点でも共通しているが、この昭和五八年（一四七六号事件）の公判経過は次の通りである。

一九八三年一月一九日（第一回）

八・二五付の明渡請求の訴状に対しては、各被告から答弁書が期日の一週間前に提出されており、請求の原因の批判のみならず、原告（国）の適格性や存続期間、被告指定範囲、占有概念などに関する根底的な求釈明と争点の提起がなされていた。これをみた第四民事部の裁判官（吉田、小山、中村）は、あらかじめ大きい恐怖と反感を抱いていたであろう。さらに第一回公判の三二号法廷を自在に動きまわる幼い存在たち（まい、とき、みな、れい）や全共闘風の人たち（根本、山本、中尾、おかれて八木の各氏）の気配に脅えきり、次回までに占有に関する主張を書面で提出せよと国側に（β）の裁判官が同じことを私たちに述べたのと逆に！命じたのみで閉廷した。

一九八三年一月一八日（第二回）

公判の一週間前に国側が提出した書証は、（自主ゼミ）実行委側の文書のうつつしを含む点で極めて特徴的である。α系の三・三一付

での反証の段階に入りえないのである。「ない」という意志表示をした原告の耳に、突然、裁判長の「では終結します。次回判決……」という言葉が響いてきた。

殆ど同時に立ち上った松下は、あえていえば聖霊に祝福されるようにして、「終結に異議を申し立てます。あわせて忌避を……」と発語していた。怒りは全くなく、詩の一行を口にしていくようであった。このとき法廷は、たんに一地裁のみならず全（一）法廷にも拡大しており、情況の変換点をもかいまみせていた。（註——関連して八大阪V高裁の経過、とくに、この号五ページ以降参照）。

裁判官らは、はじめられたように退廷して行き、書記官（滝本）は、かれなりの衝撃を率直に示しつつ松下に向かって「三日以内に忌避申立理由を書面で出して下さい。ご存知でしょうけれども……」とつぶやいた。この書記官の率直さ善意は、当日の公判調書作成に影響し、かれは批判される関係性に引き出されていくが、ここに決定者（裁判官）と記録者（書記官）の間の微妙な、しかし決定的な深淵を見抜いていく眼が、私たちに必要とされているであろう。

一九八三年二月一六日（第三回）V

この日付に八Vがつけられているが、そこには裁判長が一方的に判決言い渡しを予定した日付であり、仮装被告団が総力を結集して解体しようとした日付であり、この日付を軸にして全ての関係性が渦まき、幻想性のさまざまな漸近線を引きつけ、この日付がすぎ去るまで、この日付がどのように存在しうるか、この日付以降どのように事態が展開するか、だれにも判らなかつた、という意味がこ

められている。

松下は「一一・一九」付で「異議ならびに「忌避」申立理由書を提出し、訴訟指揮が民法第三七条①の「公正」、②「弁論後」の概念以前の原則違反「政治的策謀性をもつこと等を指摘した。刑訴法第二四條のような簡易却下の規定が民法にないため、また民事案件の基本的かつ見かけの公平さにもよって規定された民法第三九條（他部の裁判官による審理）、同第四二條（忌避申立についての裁判の確定まで訴訟手続停止）は実現されていくが、しかし判決を強行する可能性は、△A三六七Vをめぐる全関係性からも十分予想されるため法的な条項のみに拠って安心してはいられなかった。判決が強行される場合の強制仮執行を想定して、民事執行法第三八條を仮装する第三者異議の申立（被告以外の者が、自分こそ当事者であり、A三六七占有について勝手に裁判するな、という主張）をいつでも提出できるように、日付を△V化した正、副二通の文書が、永里、山本、中尾、高尾、根本の各氏によって準備され、法的専門家の常識では判決後に提出するらしいが、この時間性を転倒し、かつ時間差攻撃の先攻として、まず、永里氏のものに判決予定日の前日に提出した。またA三六七の物品の一つ一つに、前記の人々を含む、より多彩な主体によって、物品の移動禁止のはり紙（国家賠償法による提起を仮装的に示唆しつつ）を、はりめぐらし、まるで、クリスマスの雪を思わせる光景が出現し、さらに在学生を含む複素数性の人々によるA三六七使用「宿泊」も開始された。

忌避についての経過を記すと、一一・二二付で第三民事部（古崎小田、西田）は、松下が申立に添付した「一一・一九」付の第四民

事部あて口頭弁論再開申立書および証拠調請求書（序）に全く言及せず、つまり審理の総体性の生命にいかに対処するかを判断基準とせず、最高裁昭和四八年一〇月八日第一小法廷決定に言及したのみで申立を却下したのである。

「冗談ではない！ この判例は、すでに大阪高裁の一一・八忌避過程で他の判例と共に批判し去ったものであり、しかも判例自体が刑訴法二四條に関連するから、本件には適用できないのである。この点に全て応用的に言及している申立に対処しえない裁判官は、忌避がなされた時は、思考停止して前記判例をタテに却下するよう指示されているロボットの存在になってしまっている現況をあらためて開示している。

松下は、△大阪V高裁で格闘してきた成果を応用して「一一・二五」付の「即時抗告」申立書を提出したが、内容は詳述しない。△大阪V高裁の項目を参照していただきたい。（九ページ）

ところで△冗談Vがもう一つ重なった。一一・二二付の却下決定は、松下だけでなく、坂本、鈴木にも出ていたのである。一一・一八公判において忌避を申し立てたのは松下だけであつたにもかかわらず！

これに対して坂本氏は「一一・二九」付で、鈴木さんは「一一・九」付で即時抗告を申し立て、忌避申立をしていないのに、したことにして却下した決定の取り消しを求めた。ここには少なくとも三つのテーマがある。第一は、松下のみならず三名（浜本、竹中は不出頭）が忌避したという把握は、当日の法廷の異様さから無意識のうちには仮装被告の位相に接近した書記官によってなされ、記録された可能性である。一一・二五のβ公判の日に入ってきた「一一・一八公

判調書には「被告」松下、坂本、鈴木、弁論終結には異議あり、全裁判官を忌避する」と明記されている。一一・二五以降に即時抗告した鈴木さんは、一一・一八法廷の参加者で事態を正確に把握している八木氏の「一一・二五」付の陳述書を含む調書記載に対する異議申立書を提出し、即時抗告にもう一つを添付している。その後、松下や坂本氏も調書全体についての異議申立をしていく。これ自体は正しいとして、批判が決定者でない記録者としての書記官に集中し、書記官なりの慣習「同情」からの記述でもある可能性（xとする）と反撃の回路への可能性（yとする）をいかに止揚するかが問われていることに私たちは次第に気付いている。これは次の点にも関連する。

第二のテーマとして、忌避の審理を担当する他部ないし上部の裁判官は、公判調書の権威をくずさないため、異議申立を先験的に却下しがちである。さらに今回の場合のように、一一・一八の結審言い渡し後に提出された異議申立書群を含む全ての申立書は、将来、口頭弁論が再開されて申立人が陳述した後には、はじめて受理される（民事裁判の刑事裁判と異なる幻想性の苛酷さの一つ）ため、記録から排除されたまま他の裁判官に移送されることになる。従って前述の書記官をめぐる可能性（x、y）の転倒の場自体が、法の運用の慣性的構造の中に閉じこめられてしまっているのである。第三に、「忌避を申し立てていないのに」といういい方の根源には、△事実誤認Vの主張以上に、このような抗議を媒介して忌避過程を増幅したい、という戦術があった。また、各人が独自の位相で公判にかかわるといふ戦略の具体化であるともいえる。それぞれ誤ってはいないが、しかし、第一・第二のテーマと併合的にとりくむべきことも確かである。

忌避と記録、さらに関連する、いくつものテーマが、A三六七公判において問われつつあることを強調したい。

このような状態の中で「一一・一六」判決予定日が迫り、大阪高裁が三つの即時抗告をかりに却下し棄却すれば、判決が強行されかねない事態が予測された。（自主ゼミ）参加者の大阪高裁への電話による問い合せに、高裁書記官は、「一一・一六」までは多分でないだろう、と決定者でないため推測でしか答えられず、職業意識から「早く決定を出してほしいのですか？」とたずねる始末であった！ ただし、ここで民事訴訟には申立に手数料を要する壁が、逆にバリケードとなって機能した。たとえば、松下は何も費用を添付せずに「即時抗告」申立書を送ったので、裁判所は抗告申立手数料印紙六〇〇円と送達用切手二、〇七〇円を催告し、うけとってから、やっと八四年一月一三日付で三人に対して決定を出すことになったからである。

ともかくも「一一・一六」判決強行は粉碎され、当日、A三六七に集った人々は、一安心して乾杯した。即時抗告に対する決定は、松下に対しては「抗告理由に徴して記録を精査しても、原決定を取り消すべき理由は見あたらない」と棄却。記録、つまり、部分的な、かつ誤った公判調書による判断が誤りであると共に、そもそも松下の忌避テーマが言及する最高裁判例群や関連「記録」に全く眼を向けしていないことが致命的な欠損である。坂本、鈴木に対しては、併合的同一文面で「忌避申立をしたことは（…）調書の記載上明白」と棄却。三人への決定は、いずれも大阪高裁第六民事部（荻田、堀口、渡辺）で、三人とも特別抗告中である。

なお、前述の△書記官Vのテーマとも、どこかでかかわり、さら

に重要でもあるが、松下あての決定送達は一・一三に郵便配達員によって運ばれてきた時に不在であったので、配達員は不在配達通知ハガキのみを入れて帰った。松下は十日間の受取期間は郵便局に宙吊っておき、決定が確定する時間を少しでも先へのばそうとしたが、配達員はおそらく重要なものだから早くとどけて共闘したいという「好意」からか(註——厳密には規定違反だという札幌の郵便配達員、根本氏の指摘がある。)、翌日もう一度もってきて、目の病気で休んでいた娘のまやに渡した。この時刻に松下がA三六七にいたのは偶然以上の何かであるが、さらに七四年四月一日に送達された忌避却下決定を幼い未宇がうけた経緯(この号13ページ参照)と対比すると無量の感慨がわいてくる。関連して記すと七〇年の処分段階で神戸大学評議会が配達時刻指定の電報を松下にうち、当日一人で出頭すべき時刻と場所を指定したことがあったが、電報の配達員(たち?)は自発的に規則を破って前日にとどけてくれ、そのため松下は大学側の戦術を全て転倒しうる時、空間と方法を創出しえたことがある。(五月三日の会通信第三号12ページ参照)。これらのヴィジョンの「V」性を包括し止揚する希望にも支えられて「闘争は永続しているのである。

最後に、判決強行を阻止し、本質的な審理を全(一)公判過程との関連で現実化させるための「証拠保全請求申立」プランについて素描する。このプランはA三六七への巡(後)、いくつもの独自の困難なテーマと苦闘してきた鈴木さんによって、十分な調査と考察にうらうちされつつ開始された。

一九八三・一二・一五付の申立は京都地裁第四・第五民事部

△東京△地裁△高裁

第一次訴訟(高裁民事第一部)

一九八三年八月二十九日の第二回公判で裁判長(小堀)は被告(人事院)から答弁書さえ出させない段階で全ての審理を放棄して結審を言い渡した。この強硬な訴訟指揮の背後には、第一回公判以降の原告(松下)からの弁護士参加人問題の提起により権力的職業意識を粉砕された怒りがあるだろう。(第八八V号一三〜一四ページ参照)。

公判経過で補足すると、(非)存在した原告の文書(郵送)を媒介して参加申立表現を提出し、訴訟行為を開始しようとする中尾参加人の発言を全く認めないままで合議し、次回(一〇月五日)判決を強行設定した。直後に提出された原告の「九・一」付表現は、弁論の再開を求めつつ、「もし法律の専門家として、わずかの自負があれば、本件の「控訴申立理由書」や八・二九付の原告側文書に根底的に対処し、判断してみよ。それなしには現情況のテーマ群から最もおくれる地方の裁判所の能力の水準の解体がさらに広く開示されることになる。」という批判でしめくられている。この批判は「忌避」の予告である以上に、忌避以上の何かである。その意味に脅えたのか、高裁は八・三一付で中尾参加人の参加申立を却下したものの判決を強行しえず、九・一六付で判決期日(一〇・五)を取り消した。

中尾参加人も八・三一付却下決定(送達の消印が九・四であるこ

の双方に統一的に提起され、A三六七内の全ての物品「表現の証拠保全を(自主ゼミ)のかかわる多彩な裁判過程との関連で要請している。

これに対して第四民事部は、一二・二三付で「申立の趣旨が必ずしも明らかでないけれども、仮に検証を求める趣旨であったとしても、右証拠の必要性を認めることができない」として却下した。

「一九八四・一・一七」付の鈴木その「を含む」からの即時抗告は、忌避申立をされ審理が執行停止中であり、かつ「急速を要する」かどうかを判断する資格を最も欠如させている裁判官が決定を出していること、証拠調の必要性の範囲を京都地裁関係のものに限定して把握していること、また学説によっても申立却下の条件は極めて制約され「立証すべき事実が訴訟上どのように必要かさえ問われな」とされているのに、本申立は当の事件の現場そのものなのであるから、どのような意味でも却下される理由がないことなどを詳細に展開しており、東京地裁あてにA三六七証拠保全請求を含めて提出されている松下の「一九八二・九・十」付と「一九八四・一・一七」付の「請求書(註——どちらについても、まだ決定は出されていない)のうつつしが添付されている。

一方、この即時抗告申立のうつつしは、「一・二三」付の第五民事部あて証拠保全申立(理由)補充書と、永里氏からの「一・三一」付の「現在、忌避されている民事第四部をのぞく京都地裁」あて証拠保全申立書(註——前年一二・一五提出の第三者異議申立に反応がないことへの求釈明と併合)にも添付され、問題点と「ハバリケード」構築の質を深化させる媒介となっている。

とは、この決定が、原告の九・一表現受理後の九月初めに、あわてて作成されていることを示している。に対する批判を開始した。ただし、高裁決定に対して、異議(即時抗告位相)をすべきか、特別抗告をすべきかが、これまでの経験から(そして驚くべきことに、横浜弁護士会館で任意に質問した数名の職業弁護士も経験がなく、この質問自体を本能的に忌避した)、不確定であったので、参加人は「九・九」付で同一内容の表現の題名のみを変えて高裁の担当部へ「異議」申立書、最高裁へ特別抗告申立書(受付は高裁訟廷)を提出し、どちらかが拒否されるかと想定していたところ、どちらも受理されてしまった。(!)それぞれの文書では、八・三一決定が「補助参加制度の濫用」とのべていることを含めて判断の誤り、ズレ、無能さを批判し、さらに疎明資料として第二次訴訟における「七・一三」付の参加申立や「八・二九」付の即時抗告申立表現、原告の「九・一」表現、参加人の「七・二八」付A三六七に関する(証言)書(A三六七第一次仮処分申請却下に対する即時抗告に添付されていた)の各うつつしを添付することによって問題点を拡大した。「一〇・八」付の特別抗告理由(補充)書では、参加の意味は、提出紙片によってではなく、訴訟行為を含む審理過程でこそ明らかになること、いま問われているのは、参加の適否以上に、参加制度「裁判制度自体の形骸化、制度を運用する裁判官の判断力の欠損自体であることが強調されている。

この正確な批判に対しては何一つ応答しえないまま最高裁第三小法廷は一二・一付で「本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は原決定の理由にかかわりない事由に基づいてこれを非難するか、または原決定の単なる法令違背を主張するものにすぎず」民法四一

九条ノ二所定の場合にあたらぬ」として却下した。この決定（昭和五八年行(ト)第二二号）の文体は、他の多くの最高裁決定と同様にもはや人間の手になると思えない画一的かつ権力的なものであり、打倒の必要性をさらに確信させる。参加人（中尾麻里子）は「二・二一」付で民訴法第四二〇条①一九を応用しつつ（再審請求）申立書を提出し、前例がないとして拒否されることも想定したが、不思議にも受理された。決定はまだ出ていない。高裁に対する異議については「三・〇一」付の「忌避」が原告から提起されている。

第二次訴訟（地裁民事第一九部）

一九八三年九月九日（第九回）

非存在した原告（松下）が参加人（中尾）に提出を委託した表現は、それぞれ九・九の付の準備書面（一）、証拠調請求書（一）、書証および立証趣旨（一）であり、七・一五付でやっと引き出した被告（人事院）の答弁書の批判と、神戸大A四三〇研究室からの押収品、清水早子の証言を含む反証の予告をしている。

裁判官（今井）は、文書はうけたまわったものの原告が出廷して陳述し、問題点を判りやすく説明してくれないと今後の審理方向の判断ができないと繰り返し、次回を一月八日と決めて閉廷した。この一月八日は大阪高裁の刑事公判と重なるので、原告から九・二三の付で公判期日変更申請をおこないつつ、清水証人の条件からも一二月前半までに原告と証人の双方が出頭しうる期日を設定してほしいと要請した。このため東京地裁は一・一八を取り消したが、十一月後半十二月は新庁舎へ移転のための作業で公判ができない、

鈴木の名を記載している。もう一つ参加人位相で注目すべきテーマは、第一次訴訟の一番では清水早子のみが参加申立をしており、判決に併合して却下された経過の必然から原告と共に控訴申立の主体になり、その後、公判開始後に中尾麻里子も参加申立をしているが、第二次訴訟の参加人のうち鈴木、小野は、まだしていない。このズレの対象化と応用を、まだいずれの公判にも参加申立をしていない人々を含めて展開していただきたい。但し、参加申立をプラスと前提しているのではない。

一九八四年一月一七日（第十回）

原告（松下）の出廷により、九・一六・一一の付、九・九の付の各書面は陳述として成立を認められたが、一・一七の付の準備書面（二）と証拠調請求書（二）は、出廷しているにもかかわらず陳述と認めるかどうかは次回に延期されている。この例外的措置は原告が提起している表現の質によって規定されているであろう。即ち、これまで人事院や裁判所が原告に対して非難の合言葉としてきた「主張の八判らなさ」が明快に解析されている（例——第一次訴訟と第二次訴訟の関連と差異は、前者が七一年人事院審理を審理対象としたのに対し、後者は七二～八二年の人事院審理と第一次訴訟の関連そのものを、双方の政治的・機構的欺瞞を含めて審理対象とせざるを得なくなっていること。また、原告と対等の当事者が、はじめの処分による「大学」から「大学」人事院へ、さらに「大学」人事院へ拡大する画期的な次元性をもつこと等）ためにこの陳述を認めてしまうと、これまでの、またこれからの審理位相が、この裁判をこえて解体しかねないという本能的危機感が裁判官（今井）

として翌年の一・一七を指定してきた。この期日をめぐるやりとりは、未採用であるとはいえず清水証人の位置の応用方向と深くかかわっている。その意味は、証人の採用如何にかかわらず、この公判を含む「一」闘争過程に開示され、その根拠を支え続けていくであろう。

参加の問題について経過を記すと、中尾麻里子の七・一三付の（補助）参加申立は八・一に却下されており、却下理由にいう「訴訟の結果」の範囲と、「法律上の利害関係」を申立理由の各項⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿のように関連づけて判断するか、についての求釈明を含む八・二九の付の即時抗告申立は、一・二〇付で高裁第一〇民事部によって棄却された。「その理由は、原決定説示の理由と同一」というのみで求釈明と批判に全く応え得ないこの決定に対して「二・二七」付で特別抗告申立がなされている。

ところで第二次訴訟に参加の申立をしてきたのは、清水早子、鈴木その、小野修一、中尾麻里子で、後半の二人は裁判所による拒否の対象になっているが、前半の二人はなっていない。それは、これまで出廷していないために参加申立の文書を陳述したとみなさず、従って判断の対象にしない、という裁判所の立前によるものであるが、しかし、被告（人事院）は三・一〇付で参加に対する異議申立書を提出している以上、前述の立前は解体している。おそらく裁判所としては、原告の出頭への不安の度合だけ参加人の存在に依拠せざるをえず、また、参加申立理由に深い所で影響されて却下しきれない（同時に却下すべき「妨害」物として扱われないですむ）のであろう。この宙吊り性の飛翔を「無」意識に待つかのように「良心」的書記官（福島）は、毎回の公判調書の当事者欄に、清水、

を拘束していたと思われる。しかし、もう逃れようはないのだ。

証拠調請求は、すでに提起した清水早子の重要性（文書提出命令に関連する神戸大当局の松下研究室からの押収過程の目撃者かつ人事院審理の全過程の参加者）をさらに強調し、同時に「八二・九・十」既提出の神戸大A四三〇、京大A三六七にある表現群の証拠保全請求への早急な判断を要請した。証人としても前記の清水の他に、竹中、坂本、中尾、浜本、鈴木、小野、湯浅、井沢、野村、佐藤、野坂（人事院公平委員長）の各氏や第一次訴訟にかかわった裁判官らに申請し、その拡がりや破壊力に怖れおののいた裁判官は、これについての判断も次回三・二七以降に宙吊っている。なお、原告席には松下の他に中尾さん、傍聴席には一・二二付で参加申立の特別抗告を却下された小野氏^①より高次の参加の契機を模索しつつ存在していた。

第八 次訴訟

第一・第二次訴訟自体が本質的に第八 次性を、裁判過程をこえたところで帯びざるをえないが、それをふまえて、いま裁判過程の水準でとり上げておきたいのは、一九七三年に関東学院大学で処分された河村隆二氏の公判である。五月三日の会通信第一八号三六、四〇ページ、第一九号一七、二〇ページ、第二四号一、一四ページ、時の楔通信第八 次V号四五ページ、第八 次V号一九、二〇ページに「V」連続して経過を記してみる。

一九八三年一月二十九日に横浜地裁第七民事部（安国、山野井、佐賀）は、学術権確認等請求事件（昭和四八年(ワ)第九四六号）について請求の殆ど全てを棄却する、という判決を出した。「殆ど」と記

したのは、自宅研修を強制されていた一年半の期間内の工学部二部の未払賃金についてのみ請求と仮執行を認めてはいるものの、大学闘争の経過、緊急処置要綱の効力、学長岡本（註——関東学院という組織のみならず、かれ個人も被告となっている点に注目）による数次の処分と最終的解雇については、全て大学側の主張を認めているからである。この認め方は、追認というより、はるかに高圧的、管理機構中心的な発想にもとづいており、裁判の立前上の公平さのかけらさえない。

河村公判および関東学院闘争の特性を、いくつか上げるとすれば、次のようになる。

○ 首都圏の周辺部かつ比較的小規模な大学であるがキリスト教主義の総合大学であることにより、いくつかの条件の複合（神学部を中心とする全共闘系のラディカルさ、河村氏を含む六〇年安保闘争世代の教職員の存在。大学の体質など）によって問題点が先端的に凝縮された。

○ 河村氏は千葉の漁村で両親が生保を受ける窮迫した生活をへて、都内の夜間高校で学びつつ、大学時代は六〇年安保闘争に参加し、その後も二回の逮捕（七〇年六月の安保闘争デモと、七一年一月の機動隊学内乱入時——いずれも学生をかねての公妨容疑、不起訴）を通じて大学と国家との対決の姿勢を強めていた。さらに七一年七月の長男、行君の突然の死は大学闘争のくぐり方の次元を一層深めたであろうと想像できる。

○ 七三年に学長となった岡本 正は、五月三日の会通信第二四号でのべたように、日本の左翼知識人の中でも稀にみる振幅の激しい人物である。戦前には林 健太郎と共に党员試験をうけ（前者は

林

落第したらしい）、戦後は「赤旗」編集局や党学校の指導部、その間に中国への特務機関員。東大闘争開始の頃の全共闘支持派で、のちにヒトラーや朴も驚く「暴力に関する緊急処置要綱」の提案と実施者。河村処分段階でのダイナミックな幻想性旺盛力学の駆使には、目をみはらせるものがある。

（以うまゆら）

○ 七三年一月二五日に学内で演説したとして除籍処分を強行しようとする岡本らの暴行に對して、河村氏は一月二九日から授業等のボイコットを宣言するが、ボイコットは全科目についてでなく、二部（夜間）の全てや一部（昼間）の物理実験を対象外とし、また、当局のみならず多方面からの意見にも影響されて二月一日付でボイコット留保の意志表示をし、その後、二月二一日付で四月以降は授業カリキュラムを完遂する、とまで文書で公表している。これは八闘争の不徹底さとも見えるが、その向こうにある八河村氏の深い大衆性、人間性、その飛翔し止揚への共闘回路をこそ見るべきであろう。

○ 工学部教授会は前記の留保を撤回をみとめず（！）に教学権をうばい、学長岡本も自宅研修強制をふくめ河村氏の思想的屈服を公表させようとした。権力性の手玉にとられることに耐えがたい河村氏や支援者は、七三年七月に教学権確認等請求の訴状を提出したが、逆に、これを実質的理由として岡本は七三年十月一日付の解雇処分をおこなった。これに関する直後の地位保全仮処分申請に対して七五年九月二九日付で横浜地裁第五民事部（日野、吉岡、松崎）は、この申請を却下した。（昭和四八年（三）第九一九号）この決定に對して控訴はなされず、処分不当性の主張は前記の本訴の中に併合されていくことになる。この本訴に関する判決が冒頭のものである。

○ 河村氏の人柄と持続性に共感する人々は、十年をこえて何かの形で支援を続け、首都圏では、日大（小林）処分、理科大（宮内）処分と共に教員処分に対する統一的救援組織も活動を持続し、学内でも大学祭実行委、生協などが学内での闘争（八三・一一・二九判決による当局の荷物持ち出し返還までの河村研究室占拠持続を含む）を支えてきた。ただし一般的状況として学内外での共闘者の基盤は弱体化しつつある。数回にわたって関東学院大、横浜地裁公判を訪れた松下の印象からいうと、問題は、一般的状況にとどまらず、裁判闘争のとらえ方（弁護団五名の、ある程度やむをえない合法性や、それをこえる原告への自主規制おしつけを突き上げ、訴訟参加等の方法を活用しうる程の方針が支援者の間で未成立であることに象徴される）や、大学闘争のとらえ方（処分をしてくる大学機構のみならず、処分にかかわる全当事者の二四時間的、全情況的閉塞状況を対象化し解体していこうとする方法論の欠損に象徴される）にあると考えられる。

東京地へ高裁での一 公判を媒介して、松下らは、首都圏の河村氏らの闘争を、大学闘争の生命を持続し発展させる方向で飛翔させ共闘しようと、ささやかな努力を続けている。もちろん、自らの闘争を自明に八すぐれているとして、そうするのではなく、ある幸運にもめぐまれて出会ってきた一 闘争のテーマや方法を、より困難な条件下にある人々と共有し、同時に自らの気付かなかった欠損に出会い、止揚していくためにもである。この原則は、河村公判の控訴審の過程や、関連する諸領域における活動（一例として八二年一二月の生闘学舎に関する集会への参加や、「同時代建築通信」

各号への表現掲載）の中でも、多様なかたちで展開されつつある。なお、エピソードを付記すると、一月二九日の横浜地裁判決の翌日、東京地へ高裁の新・旧庁舎を散歩した仮装ゲリラは、移動される大量の荷物にかこまれて、不思議に楽し気な下級職員の間隙の対極に、六九年バリエード構築や、いつの日にか訪れるべき国家解体時の八祭のヴィジョンを幻想していた。そして、また使用されていない高層新庁舎の広大な裁判官室などを自在に歩きまわり、壁表現をおこない、眼下の皇居に向けて窓から長く落下する生理的放水をした。法廷のある階の全てには窓が一つもないことへの怒りを注ぎこむようにして…。

△岡山△地裁

α、RB三〇二に対する国の明け渡し請求を転倒する処分取消請求事件。（昭和五〇年行ウ第一号）——第二民事部
一九八三年一月一六日（第三二回）

証人の出廷し発語の困難さの止揚のために私たちが何をなすべきか、また本場に（証言）したいメモを原告（坂本）の位置し証言プランとの関連で作成してきてほしい、という手紙を松下は小松芳文証人あてに十月末に出し、一一・一六当日、岡山駅でn年ぶりに出会って一緒に地裁へ行った。小松証人が作成したメモの中で印象的であったのは、八祝福としての〇点△という発想を六甲から岡山へどのように拡大し深化させるか苦闘し、また、六対の八△に触発されて「自己史を黒板中枢に仮象せよ」と一〇三教室で表現しつつも、その後、闘争の永続性を創出する場に行きつけないま

ま刑事裁判の△分離▽を喩とする沈黙の中に陥没していると自己対象化しはじめていた点であった。松下が殆ど気付かないまま与えた影響や関連の十一年性の対象化責任がここにも存在する。(註——)

なお、小松証人の対極で影響をうけた一人に「伝統と現代」七五・九で桶谷秀昭氏と対談している月村敏行氏がいることを最近、指摘されて知った。かれは△祝福としての○点▽の出現により、それまで松下を否定的にみていた自分の感受性に疑問をもつのであるが、これが七〇年以後、数年間なにも文章をかけないでいたことに、どこかで関連しているであろう。その後、かれが何をなしているか知りたい気もするが、△祝福としての○点▽と△同▽位相の表現群が△六甲▽山系のように集積し、飛翔していることを△月村▽氏は感じとれるかどうか、という不安の方が大きい。しかし、これは今はどうでもよいことだ。出会う契機は小松証人や、いま未知の人を含めて必ずやってくるし、そうできるだけの何かを私たちの表現は内包しているのだから。

小松証人が法廷で必要とする場合にそなえて、松下は「一・一六」付の補助参加申立書を準備し、尋問できるようにしておいた。かりに却下されても、即時抗告期間中は訴訟行為ができるという、神戸大A四三〇公判以来の経験を生かしつつ。また、申立書には、通信第八七▽、△八▽号のRB公判に関する部分および八・二四付の証言意志のあることを示す証言書のうつけしを添付した。しかし、坂本氏を含むうち合せで、この申立書提出なしでも展開しうる見通しのできたので提出せず。この宙吊りは七四・二・一RB公判への参加申立が退廷命令で宙吊られたのと対極にある。証言は代理人弁護士(河原)からの主尋問に答える形で進行し、六九年入学当時

分の非存在を証言する証人としても申請されている。

β、生活保護変更決定および審査請求棄却裁決の取消請求(昭和五七年行(七)第七号)——第一民事部

一九八三年一月二二日(第一回)

八二年一〇月一日以降、公判は開かれず、提訴と同時になされた執行停止申立に関して八三年三・九に却下、七・一四に即時抗告(坂本氏へ棄却、浜本さんへ却下)決定、特別抗告に対して一〇・二八に却下決定が出されていた。この経過自体が、ある意味でβ公判の問題点を先取りするものであるが、特性の一つは、送達の問題に関してA三六七(大学当局による押収)や関連する当事者(送達受取人による押収)を、共同原告の浜本さんについて不問に付していることであり、もう一つは、生保の支給の仕方を、坂本氏個人と他の家族に分断固定した上で、ある場合には前者のみ、ある場合には双方を含めて「本件」として扱い、矛盾に気付こうとしない点で、本体の裁判については、原告側のとくそく「求釈明により、や」と八三・一二・二二付で知事が、一二・二二付で福祉事務所長が代理人を通じて答弁書を提出し、第一回公判で陳述した。それぞれの被告は、請求の却下と、それ以前の浜本さんの原告不適格性をのべている。第二回公判(八四・二・二三)では、これに対して反論。

γ、裁判所への提訴という形では顕在化していないが、第八八▽号一九ページに素描したような(卵)がある。その後の経過をみると、

の無期限スト状況、坂本氏の授業のユニークさ、処分理由の不当性などが明らかにされた。次回に続行ということになったが、それまでに各当事者の証言に関する把握の深さ、現情況性の把握が一層、必要になっているとも感じさせる法廷であった。

一九八四年一月一七日(第三回)

原告(坂本)や松下(東京地裁への出廷などのため今回は不出廷)の提起により、小松富美代さんが補助参加位相で質問すると仮定した場合のメモ、小松芳文証人の自己(証言)対象化メモが開廷までに出現していた。前者のメモの中では「(七三年以降の)一〇三公判の過程においてFを送達受取り人に指定して分離していったのですが、このことは、その後の一〇年にわたる沈黙の過程とどのように関連していますか。」という問いが重い。また、後者のメモは、各項目の証言テーマに自己の十一年性の存在様式からの「〜という問いをはさむとどうなるか?」と問うている点で、すでに深く証言の根拠に突き入っている。例えば、「落書きは私が最も量的に多量した。(…)(その時の)情念と現在との落差をどんな姿勢、どんな仕事でおまへは視ているのかという問いをはさむとどうなるか?」という風に。

これらのメモのエネルギーは、十一年前の△現在▽ (原罪)を私たちのそれぞれに喚起しうるものを秘めているが、法廷や各人の制約、条件の未形成によって、まだ十分に展開されないまま主尋問(代理人、原告)はうち切れそうになった。原告のねばり強い交渉により、裁判所は、次回にあと十分だけ認めるといつて閉廷。これらの限界を突破するために小松証人は、A三六七公判でも原告の処

八・一七付の審査請求に対して、九・二〇付で福祉事務所長の知事あて弁明書が出され、一〇・一五付で請求人(坂本)から反論書(その一)、一・一五付で同(その二)が出ている。いくつかの問題点のうち興味深いものを抽出すると、事務所長は坂本氏がRB三〇二の使用料を大学に払っていないから住宅費が困窮していると認めない、としていることであり、この論理でいくと、無銭飲食するものは食費に困っていないことになる。事務所長側は、RB問題の総体性やn次のメビウス性を逃れようとして問題を切りきざみつつ、逆効果や思わぬ笑いを生産しつつあり、今後の審査と裁判過程がたのしみである。

△高松▽高裁

△高松▽高裁に交差しつつ、闘争のn次領域へはみ出して行く経過を三つの点に関して記してみる。

一、昭和五五年行(三)第三号事件(浜本△処分▽)の証人として採用された石村泰子(△処分▽当時から現在まで医学部助手)は、原告(浜本)の度重なる提起にこたえず、裁判所での証言を拒否している。一九八三年一月二日(第十回)

この公判の直前までに二回にわたり証人から証言したくないという文書がとどいていた。原告代理人(古家野)が、被控訴人(徳島大学長)の側からも、石村証人のものを含む報告書・△妨害▽行為現認書を多数、書証として提出してきた責任(石村証人を申請し、出廷させるべきと主張したが、拒否されている。大学側は石村

証人（ある時期まで原告と共同研究し、医学部の現状に批判的であった。）の証言によって、原告に研究能力も業績がないためとする（八処分理由や、八処分後の刑事事件に直ちに移行させることを意図した現認書群の位置が解体することを怖れて、証人に圧力をかけていると推定される。一方、出廷を困難としている要因は、証人の家族、証人の自己合理化的発想（主婦としての多忙、大学内での弱い立場を強調して自己を被害者の位置におき、十一年性の自己の責任を対象化しない）にもあり、それによって強化されてもいる。

一九八四年二月七日（第一回）

前述のような石村証人の現状をつき動かすために浜本さんは、二・六付で徳島地裁あてに証拠保全の申立をした。保全されるべき証拠は「石村泰子の夫の母（同居）の証言」とされている。物体でなく証言を保全せよという画期的な提起の背後には、石村証人が浜本さんとの共同研究資料の処置（破棄・焼却を含む）を義母に任せてある、という理由でも出廷し証言を拒否してきた物質面での関連があるが、本質的には、証言拒否の理由づけとされる幻想性構造（大学「家」記憶）の核心にメスを入れるときの手ごたえを追求し応用した⁽¹⁾という意図が存在するであろう。

二・七法廷へは、またも文書による証言拒否を意志表示して石村証人は不出頭しており、「審理の空転を防ぐため」に強制された本人尋問がおこなわれたが、この強制を逆用して証人（浜本）は、石村証言の必要性、同日付で代理人（古家野）から高裁へ提出された文書提出命令の申立（前述の共同研究資料および次項でのべる徳島大学が保管しているもの）の不可欠性を証言し、証言およびその内

容の実現についての審理を次回（六・一四）を含む時空間に持続させた。

二、徳島大学による押収品について、徳島地検による押収品テーマ（第八七号三三三三四ページ参照）の拡大としての試みが展開されつつある。一九七三年一月二六日付の山本光代への懲戒免職処分を発表した直後、徳島大学当局は山本、浜本、中野の三名に対してそれぞれの研究室からの八私物Vを「収去」するよう通告し、処分粉砕闘争で身柄が拘束されている時期に一方的に押収したままであった。もちろん「引き取れ」という通告もあったが、重層する八処分Vの関係性が明らかにされるまでの保管を要求したために、現在もその状態が続いている。（関連資料として五月三日の会通信第一三三九一〜二四四ページ参照）。

浜本さんの提起により、鈴木そのを連絡先とする（自主ゼミ）実行委は、この保管要求の方向性を、より広い位相で運動させるために、高松高裁控訴審、京都地裁A三六七公判との関連においても私物保管状況の検証を大学側と共同でおこなうことを八三・一二・一九付で申し入れた。その後、八四年一月の電話、訪問、再度の申入書などによって、相互に問題点が明らかにされつつあるが、重要な点は、大学側が八三V人分の八私物Vを八一V人の提起で対処することに異和をもっていることと、保管のズサンさの開示を怖れて中味の検討なしで受けとらせようとしていることであり、通信第八七号でも記した徳島地検より悪質な対応をしていることである。いいかえると、そのようなテーマを引き出しうる押収品問題が新たに

（一）公判過程に登場しつつある。

三、通信第八八V号二〇ページの八勝訴Vによる訴訟費用のテーマも前記一、二と深く関連している。浜本八処分Vにより生じた損害賠償請求事件は一審裁判官の重大な失敗により二審で八勝訴Vし、一番の八三・一一・五以降二審判決確定までの全ての訴訟費用を被控訴人である徳島大学（註——一審判決は当事者能力なしとしている。）が支払うことになった。手続きとしては浜本さんから一〇・三付で訴訟費用確定決定の申立をおこない、七、二四〇円を要求した。これは松江地裁の訴訟費用未納分と壮大な必然性と共に一致させられている！

徳島地裁の裁判官（大月妙子——一審判決を出した）は、一二・八付で二一、七五九円だけを認める決定を出したが、申立との差額は控訴人が第二回判決公判へ出廷しようとして勤務先（週に一回、二四時間の病院当直）でカットされた賃金に対応している。これに対しては一二・二五付で即時抗告中であるが、一二・三一付補充書で前記のカット自体の意味を賠償としてでなく、裁判官が二四時間勤務する費用との八等価V性を、職業上賃金の不平等下における裁判（費用判断基準）の不平等批判の位相でねじまがらしている点は重要であろう。未納入分の督促をしている徳島地検も浜本さんからこの経過を伝えられることによって徳島高松松江を含むn次のメビウスの環に参加させられてしまっている。

最高裁（いくつかの上告過程）

七一・二六の八南山V大学闘争に關連する上告審（被告人II竹中の八三・六・一〇付棄却決定以後にも、九・一一付で最高裁へ内河氏（八V選弁護人）の趣意書などを含む提起がなされていることは第八八V号二一〜二三ページに記した。大学構内にも被告人は一一・一一と一一・二二（この日は三歳のみなど共に）に出現して在學生や七一年段階の在學生（竹内、山崎、それぞれ当時の情況把握を現在まで持続し、精神的風土的孤立に耐えて八一V人の生活をしてきている点で特徴的）を含む自主ゼミをおこなった。

一一・二二には学外での内河弁護士との討論をへて、八二年十月以降の人権委員会の解体状況（第八七号三九〜四〇ページ参照）以後、会議の連絡が全くない委員である内河氏が今後、再審請求の具体的根拠の創出のためにも大学当局との八団交Vに立ち会おうという確認が得られ、被告人によって一一・二五付で（神言修道会、南山学園理事会、南山大学評議会、各学部教授会）気付アルベルト・ポルト理事長あての話し合いの申入書が送られている。反応はまだまだなく、直接でかけて行く条件が今は身体的にないけれども、この申入書の中に、この話し合いを非難し追及のためとつけるとるべきでなく、相互に対等に、原点から事件とされている場面や時間の流れをもう一度対象化（す）することにより、八宗教V者のとりうる認識し行動のひろがり（す）が得られるであろうし、それが現在、あなた（方）のためにも必要なのだという趣旨の指摘があるのは注目すべきであり、全ての八宗教V系、非八宗教V系の大学闘争の総括し未来

への再構築の作業に持続する方向性をもっている。

大学当局との交渉のみならず最高裁との具体的関連性においても、被告人（竹中）は大阪高裁判事公判（松下）の証人を仮装して一八九三・一〇・二二付で「忌避」特別抗告申立理由書の構成要素としての表現を併合提出し、名古屋地裁における七九・七・六忌避の全関連表現のうつつしを添付して、八三・一一・八忌避との横断的（再）審理を要請しつつ、この提起を自らの（上告趣意）表現系列の八五番目（註一）八四番目は、内河弁護士^の趣意書を含む八三・九・一一付。前号二三ページ参照）としても提起していることを宣言している。（上告）過程は、最高裁の八三・六・一〇棄却決定が出た後も永続しているのである。

他の上告過程以降について記しておく。

△徳島△大学△法廷△路上を△現場△とする刑事公判（被告人△石田光代）の上告過程は八二・四・二〇付で被告人が上告を申し立てたが、その後の経過は不明。

△神戸△大学闘争の裁判で例外的に上告した被告人（島岡、上原）については、前者は控訴審判決が八三・二・一、上告棄却決定（第三小法廷）が八四・一・一二であり、後者は控訴審判決が八四・四・一三の後、最高裁の判断はまだと思われるが未確認。

上告過程以降の経過が視えにくくなっているのは少くとも二つの要因からきているであろう。一つは司法権力が殆ど公判を開かず書面審理で流れ作業式に棄却し却下し、これを突破する条件が未形成であること。もう一つは、そのことをふまえて、なお上告している（あるいは、あえてしない）被告人存在の情念の深度が全情況の

急

△△過程の色彩断片

ホワイト・ホールの大学祭企画

第八八号二四～二五ページに記した八三年度岡山大学祭共同企画の前の例のない特性は次のように総括することができる。

一、テーマを、第八八号記述テーマの影響にもよって「△祭△と△労働△の条件、そして：」とし、前年度までのテーマが全情況テーマを求心的に包括しようとするブラック・ホール性をもとうとしていたのに対して、その方向を転倒してみえてくる基盤そのものをテーマとしつつ、全情況へ突出していくホワイト・ホール性をもとうとした。

二、企画主体を学内の在学生に限定せず、一〇三被告団と一〇三通信の読者総体の共同企画とすることにより、前年までの一〇三被告団のみによる企画からの拡大し応用が追求された。

三、大学祭への参加をよびかけるだけでなく、参加しうる条件の創出をおこない、その過程をテーマにくりこもうとした。一・一・一付の神戸大学あて提起は、八二年岡山大学祭期間をねらって神戸大A四三〇を逆封鎖したことの批判と、今年もくり返すならば実力介入するという予告をおこない、一・一・一付の全通山鼻支部（札幌）あて提起は、△組合△費問題を六九年以来の大学闘争との

審問し転倒方法と十分交差しえないまま個々の内部で収束しがちなことである。しかし七〇年への深淵と仮装性の本質をかいまみたものは、法的に被告であろうとなかろうと、出会ったテーマが、おそらく言語の発生から現在までの全時間の関係性に対応していることを直感しているのであり、この直感を持続させ、相互に対象化する△場△の創出こそが今、必要とされている。

関連で公開し対等に討論するよう呼びかけ、一・一・一六付の日本基督教団九州教区常置委あて提起は、大学闘争と宗教の具体的止揚の方向を示す建議案を形式的かつ反宗教的に否定するなど警告し、それぞれの場との本質的共闘し参加の条件をつくり出した。

少なくとも前記の三つの特性が、大学祭の準備過程や討論経過の精密なパンフ化、他の企画（元神戸大学長・須田氏の講演会）への応用的提起し△粉砕△、大学祭総体の総括の永続化し応用という作業と共に特記されるべきことである。関連資料は岡山大学学友会気付の企画主体から入手可能。

二つの△宗教△的教訓

通信第八八号二八ページに記した建議案について九州教区常置委員会は九・二〇に建議案を否決する根拠を提起しえないまま、次回一・二二に採決のみを（提案者のいない場で）行なうという△配慮△をもって収拾しようとしたが、前述の岡山大学祭共同企画主体によって「ピラトのためらい、^{（門）}ゴルゴタのぶどう酒」との同質性をきびしく批判された。（全文は、^{（門）}大里教区月報第八三二号参照）委員会は賛成票を先にとるという近代議会主義の悪しき典型を踏襲しつつ建議案を否決したものの、その仕方自体によって何ものかから報復ないし祝福されつつある。というのも、「否決」された△折り△のむこうからこの建議案については、△採決△不可能性の採決△のみが、辛うじて可能なのであり、建議案内容の賛否の前に、これを論議しうるための徹底的な相互批判が、公開で、対等の決定権を

もっておこなわれるべきであるために、否決に象徴される欺瞞によって何か途方もない戦闘の場がひきよせられてくる手ごたえが存在しはじめたからである。これを予感しつつハバリーケード構築Vの執行を猶予した山本、永里氏に対応するように、当日は何重もの悪条件のために出席しえなかった委員の一人(石原信良氏)による、建議案の生命を何とかして生かしたいという趣旨の要望書が出現している。この要望書を媒介する委員会の設置方法をめぐって八一・二二Vのテーマが再度、より深い位相で問ひ返されつつある。ここではもはや、一教区の一委員会ではなく、二千年の言葉や行為の支え方、制度と交差する提起の条件が、現況のあらゆる共同体位相内外の根源的試みとの関連で対象化され、先づ的実験例となつていかざるを得ないであろう。私たちは八三年一月に、現況が八常置委員会の欺瞞Vと八検定委員会の欺瞞Vによって包囲されてきたことに気付いた。前者はすでにのべたが、後者は八受験V者の山本氏を含む(自主ゼミ)実行委により一〇月一三、一四日の京大A三六七(や潜在的に神戸大A四三〇)まで八試験V場を拡大し、討論を通じて八神学V的にも解体した教師検定委員会が、にもかかわらず、一一・一四付で辻 宣道委員長の名で「なお(提起の)理解を深めたい」ために「保留」すると通知してきた過程で。この「保留」発想は一見、謙虚にみえるが、根底的提起から逃れる時間かせぎ、権力関係のもつ自然性に問題をゆだねつつ結果的に提起を拒否するという、至る所にみられる欺瞞と通底している。

私たちは、このような欺瞞の遍在に、八大学V人より、いく分は純粹でありうるはずの八宗教V者の対応から生じる、より純化された欺瞞に出会うことによって、あらためて気付いたのである。私た

ちを包囲する二つの欺瞞の構造の把握と解体を全幻想性批判の闘いに応用していかなばならない。

禁制空間への往還

「前略

貴殿は、昭和五十八年十月十八日(火)十三時頃、神戸大学教養部構内に男子二名と女子二名とともに入構し、A棟四階四三〇号室付近にいたり、うち男子一名はボールをもって前記四三〇号室の窓を破壊して入室し、室内入口の施錠止めの角材をはずした。

また、赤のスプレーをもって同室の壁に落書きし、いずれも国有財産に損害を与える不法行為をなした。さらに男子一名は、消火器を使用して消火剤を廊下にまきちらし、消火器の機能を不能ならしめ、物品に損害を与えた。

本職は、同日十三時四十五分から十四時三十分に至るまで、貴殿を含む男女各二名に対し直ちに建物から退去するよう、口頭で退去命令を通告するとともに、不法行為者に直ちにその行為を中止するよう嚴重に抗議した。

今後、貴殿を含め、貴殿とともに当教養部に立入って不法行為をなした男子二名及び女子二名の教養部構内への立入りを一切禁止する。かかる不法行為については、法律上必要な措置をとることを予め通告する。

昭和五十八年十一月二日

神戸大学教養部長 長谷川正知

松下昇殿

八無V数に可能な註の断片いくつか。

一、七一・五・一五の松下に対する構内立入禁止通告が拡大し深化しているが、今回の八五V名が、七〇年イブに開始された八V公判の八五V名の被告人、八三年に開始されたA三六七公判の八五V名の被申請人、被告、と、どのように関連しているかを明らかにすることが、当局の八起訴状Vの粉碎と共に必要になっている。

二、この通告後の十一月四日を含むn回、八松下Vらは構内に登場し、八大阪V高裁の忌避プランを含む多彩なプランを構想し実現している。どの八大学Vの管理者もそうだが、一六九年以来、自分たちが本質的には構内に足を着地させえず、あらかじめ、たたき出されていることを意識している故にこそ、すぐ警察権力と共闘したがるのであるが、一方、八六九V年を知らないはずなのに知らないふりをして若手教職員の恥しらずな対応(判断停止の八等価V思考法をタテに、闘争者の提起の中和し抑圧をはかる)も全情況的な粉碎の対象である。

三、私たちの一人が八複素多様体V論を含め、かれらの知識し研究の根拠を批判した時のかれらのうろたえ方は、消火液を注ぐ時の廊下や秋の空と共に深く印象的であるが、前項と共に重要な課題として、七〇年の六対の八V以来、現在まで私たちの八大学V内での全直接表現が直後に、抹殺され、刑事起訴の対象になっていることに震撼しないで何重にも許容された表現を反体制?的商品として流通させるものたちへの批判の楔をうちこんでいかなばならない。

八河川敷Vの生存

宝塚をへて西宮で大阪湾に流れこむ武庫川の河原には、掘立小屋が散在し、まわりに野菜などが栽培されている。建設省土木事務所は根拠のあいまいな河川法を用い、警察官を立ち会わせて小屋の撤去を迫り、無理やり期限付きの通告書に署名させては破壊・焼却してきた。この作業にかり出されている下級事務所員が、A三六七占拠し公判の(自主ゼミ)に問題を提起してきたので、私たちの空間生存に関する態度、原則が改めて問ひ直されている。その際に応用されつつある表現の一つを示しておく。

「兵庫県西宮土木事務所御中

申入書

(日付と連絡先——略)

(自主ゼミ)実行委員会

武庫川の河川敷を耕作したり、そこに居住したりしている人々の行為を妨害されないよう、次の理由から申し入れます。

一、前記の耕作・居住は、それ自体として基本的な生存権の表現である。

二、河川法による取りしまりの対象になりうる実質的不利益はない。

三、付近の住民や、遠方から訪れる人も、たんに不快な、排除すべき対象としてのみ視ていてのではない。

四、具体的に眼前にある小屋、畑、人だけでなく、そのように生活

するに至る生活史、社会環境をこそ、時間をかけて調査し、取りし
まり対象者の意見を最大限に生かすべきである。
五、排除は、本来の土木事務所としての仕事の内容からの逸脱であ
り、職員に過重な負担をかけ、底辺に生きる人への抑圧である。

註④私たちは、形態こそ異なれ共通する問題から、ある場所の占拠
をめぐって国から仮処分申請の攻撃を受け、不当な決定に対し
て異議申立の公判が開かれています。この公判に前記の武庫
川に居住する人たちを証人申請しつづつあります。

⑤この申入書に対する文書の回答などを早急に要請します。それ
までは、現場への介入、執行を中止して下さい。

⑥現場に居住する人たちへ何らかの公的見解ないし質問を伝えた
い場合には、私たちを経由しておこなうことが可能です。」

連絡先ないし展開の方向性を仮装しようとする人は、前記申入書
あて先と私たちに連絡していただきたい。

ある証人招請書

「わたしは、一九六九年四月二十八日のいわゆる「沖繩デー」に
おいて、東京駅構内で逮捕され、△被告△となったものの一人です。
起訴後、六年間が経過しましたが（…）現在の△事件△で一番の
△判決△が出ていないのは、わたし△たち△二十二名のみとなりま
した。

この通信の趣旨は、——さんを、わたし△たち△の△反証△段階

の△行為△の「背景事実」は何も△沖繩△問題に限りません。ごく
身近な心理的理由からかなり高級な認識まで一さいがっさいが△行
為△をささえており、その点を踏まえるかぎり「背景」も「前景」
もありません。ひとつの「現実」があり、それにつかみかろうと
している過去現在のわたし△たち△の姿勢、その構造があるだけで
す。それは今のところ主体の数だけ分裂しているとしても、もっと
言えば主体内部における分裂があるとしても。

こう考えるわたし△たち△は、△証人△を可能なかぎり多義的に
とらえざるを得ません。それは、わたし△たち△の△行為△の本質
に対する△告発者△から△共犯者△までを含みます。その意味では、
裁判官も弁護士も検事も、わたし△たち△の△証人△としての位相
を含有するでしょう。

わたし△たち△は、そういう方向で△裁判△をとらえようとして
きました。△被告△、△弁護士△、△検事△、△証人△etcが相
互に移項し合う関係を△裁判△の中に夢想してきました。法、国家
をホントウの△被告△としてか、あるいは、どういう形にしろ引き
出す為だと言うことも可能です。（…）

しかし為などという言葉を使う時に、わたし△たち△が感じる
△恥ずかしさ△を逃れるためなのかもしれません。（…）

△証人△を招請するわたし△たち△の芒漠とした根拠が、もし一
さんの営為とわずかでも重なり合うことが許されるなら、ぜひわた
し△たち△の公判庭へ登場して下さい。（…）

一九七五年五月五日

（住所、瓜——略）

永里繁行

における△証人△として招請することにあります。わたしは、この
招請の根拠を明確に示すことに非常な困難を感じております。同時
に招請の必要性をも痛感しているのです。

法的に規定された△証人△をはみ出たところにしか、わたし△たち
の△証人△は成立し得ないのです。法の強制する公判過程、△絶対△
的時間に刻々と押し切られながらも、わたし△たち△は自らの固執
にひとつの△場合△を構築したいとがいています。

⑦現在、わたし△たち△は自分△たち△の△共同△性を固定化する
為の規範めいたものを全く持っていません。もし規範めいたものが
あるとすれば、それはどのような態度も意見も相互にできるかぎり
明確に展開し合おうということです。

（…）わたし△たち△における確信は、既にあったもの、現にあ
るものに足をつけた確信ではなく、あらゆるあいまいさを自明の前
提として、かつ、歩き出しを強いられるという確信です。

——さんを（…）△証人△△△△△として、わたし△たち△が
△立証△しようとする点は、わたし△たち△の△沖繩△闘争におけ
る△沖繩△の欠除についてであると端的に言うこともできます。し
かし、それでは、わたし△たち△の△裁判闘争△の△意図△を充分
に尽くすことはできません。

抜き

わたし△たち△の多くは△沖繩△を招き△に△沖繩△闘争に参加し
た△統一△は存在していません。（…）

法や弁護士が△沖繩△問題に関する△証人△を許容する根拠は、
わたし△たち△の△行為△△△△△の「背景事実」という点であ
りましょう。しかし「背景事実」とは何でしょうか。わたし△たち△

（註——一九八三年の末に出会った、この△私信△は、△六九△
年の質の永続性を示す表現であり、現在でも、いや現在こそ大きい
示唆を与えてくれる。このような△私信△を招請しようとする根拠
を持続していきたい。この△私信△のあて名人である△学者△が応
答しえないまま具体的な公判がうち切られてしまっている経過の転
倒のみならず△証人△たりうる全ての人の証言開始情況へ向かっ
て…。）

訂正について

この項では、集積する時の楔通信の持統的テーマや展開の予告で
はなく、あえて、その対極にあるように感じられる△訂正△につい
て記す。この通信の各号の最後には、つねに訂正リストが掲載され
ているが、これは、ペンによる表現が、未知の作業者の作業を含む
全過程に共闘し切らないまま活字として複製化され包装して運ば
れてくるまでにかかわる人たちに与えている△疎外△を自己批判的
にとらえかえそうとする情念の深さで記されている。文章自体の誤
記や誤字、校正段階で見落したミスプリントなどは、印刷完了後、
配布段階をへてやっと視えてくるものが多く、その一つ一つを発見
する時に、前記の△疎外△のケース毎の特性のちがいに関連に注目
するようにしている。校正以後にひらめく表現の追加もある。

この経過は、次の三つのヴィジョンと絶えず交差していることも
のべておこう。一つは、△黒板△や△壁△への直接表現や、話体で
の言葉は、時間をおいて訂正することが困難ないし不可能であると
いう表現位相内部の存在論ともいべき感触である。もう一つは、

裁判での記録は、たとえ自分の発言であっても、その訂正が（訴訟法上は異議申立の文書の提出し保存は認められているとはいえ）実質的に拒否され、訂正以前の問題として権力は権力内部の記録（者）しか信用していないという構造である。第三に、人間と社会の行動軌跡の様式的対象的△訂正▽を可能にする組織論は何か、という問いである。この振幅で訂正という表現の意味を何度でも考えていくつもりである。最後にのべると、この通信の各表現や構成は確定した、完結したものではなく、今後、全ての共闘者と再検討しつつ、「時の楔」として状況し存在に突入させていくための素材を仮装しており、その方向での△訂正▽を切望している。この場合、△訂正▽概念は飛翔して、△▽の方法的原論の光を放ってくるであろうが…。

△訂正▽

第△五▽号

二一ページ下段右から三行目「私（たち）に」↓「私（たち）は」

二五ページ下段左から八行目「時の通信」↓「時の楔通信」

三六ページ上段左から十行目「原告」↓「被告」

第△七▽号六ページ下段左端の図でkからiへ矢印をつける。またa、b、d、e、gの左側を大きい } で包括し、矢印を高くへ向ける。

第△八▽号

三三ページ上段左から五行目「抹殺」↓「抹殺」

九ページ下段左から四行目と五行目「抹殺」↓「抹殺」

一一ページ上段右から一行目と三行目「うつし」↓「副本」

一二ページ下段右から一行目「抹殺」↓「抹殺」

一三ページ上段左から一行目「提訴費用」↓「訴訟費用」

一八ページ上段左から十行目「啓史」↓「契史」

一九ページ上段右から六行目「r」の次に「、」をつける。

二二ページ上段右から一行目「現在に」↓「現在は」

二四ページ上段右から七行目「対応として」↓「対応して」とに対応しつつ

二五ページ上段右から七行目「項目を」↓「項目が」

二八ページ下段右から十一行目「提案」↓「提出」

三〇ページ上段左から三、四行目「全闘運動」↓「全共闘運動」

三二ページ上段右から三行目「？」の次に「・」をつける。

三三ページ上段右から二行目「出合った」↓「出会った」

左から七行目「させらる」↓「させうる」

下段左から七行目「時間」の次に「を」を入れる。

左から四行目「清水早子さんは」↓「清水早子さんが」

三二ページ上段右から三行目「行方をさがした」↓「現在の」

△未知なるものへの祈り▽に出会おうと試みた^ト

三三ページ上段左から四行目「みな、は」↓「みなは、」

三七ページ上段右から九行目「総体」の次に「への手がかり」を加える。

三七ページ上段左から一行目「私たち」↓「私（たち）」

下段左から一行目の文章の後に「喩の対極で表現すれば、」を加える。

下段左から五行目「問題を」↓「問題から」

三九ページ上段右から二行目と三行目「第△二▽号六七、六八ページ」

ジ」↓「第△一▽号六七、六八ページ」